

参考資料集

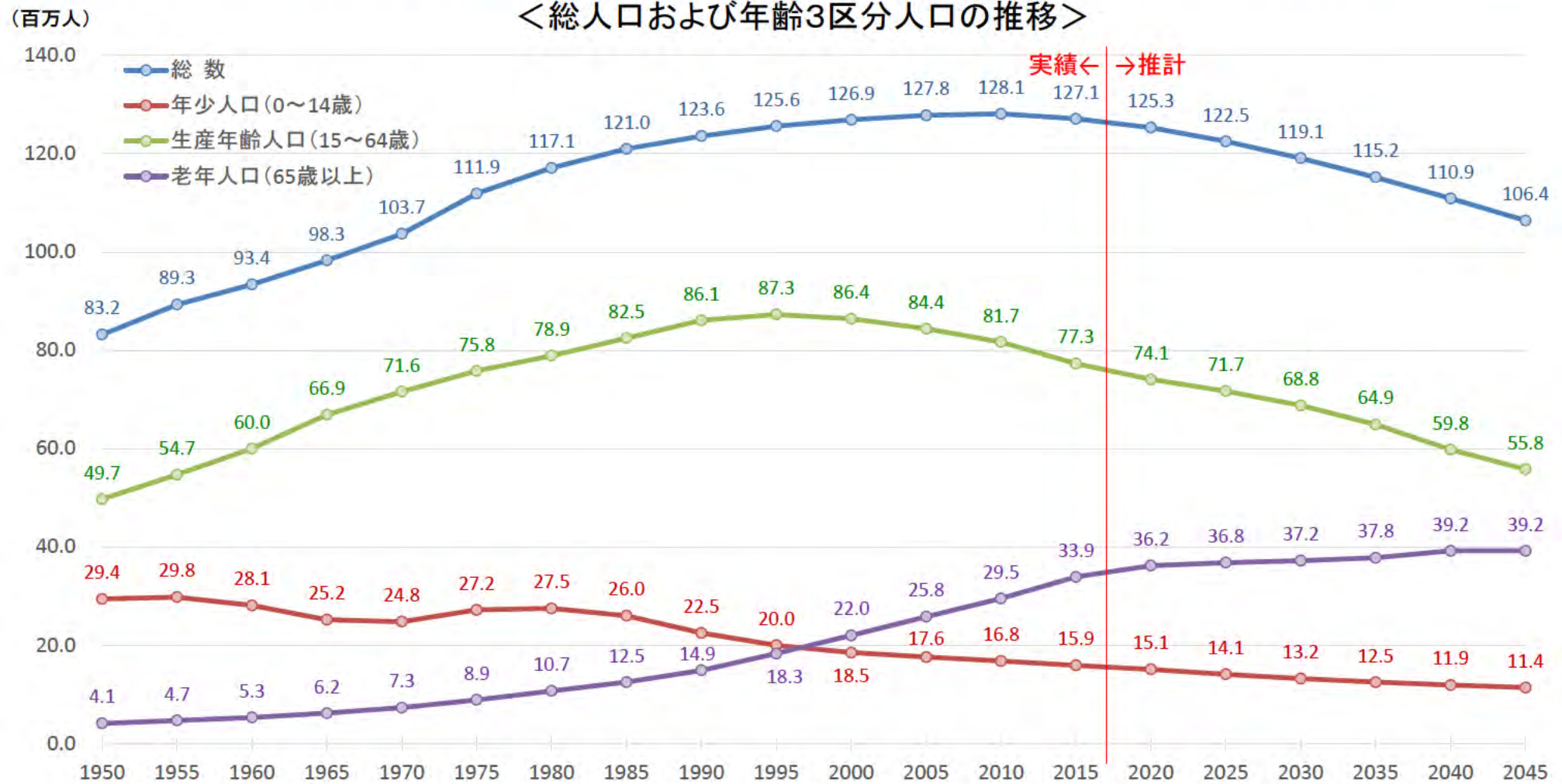
参考データ集目次

1	長期的な人口の動向	2
2	出生数・出生率の状況と要因分析.....	6
3	東京一極集中の状況	13
4	基本目標 1「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする、これを支える人を育て活かす ...	31
5	基本目標 2「地方への新しいひとの流れをつくる」.....	42
6	基本目標 3「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる	45
7	基本目標 4「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」 ...	52

1. 長期的な人口の動向

総人口・3区分人口

- 総人口は2008年をピークに減少を始め、2040年には1億1,000万人程度となる。生産年齢人口の減少も加速し、2040年には毎年100万人程度の減少が見込まれる。
- 老年人口(65歳以上人口)は、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年頃にピークを迎える。



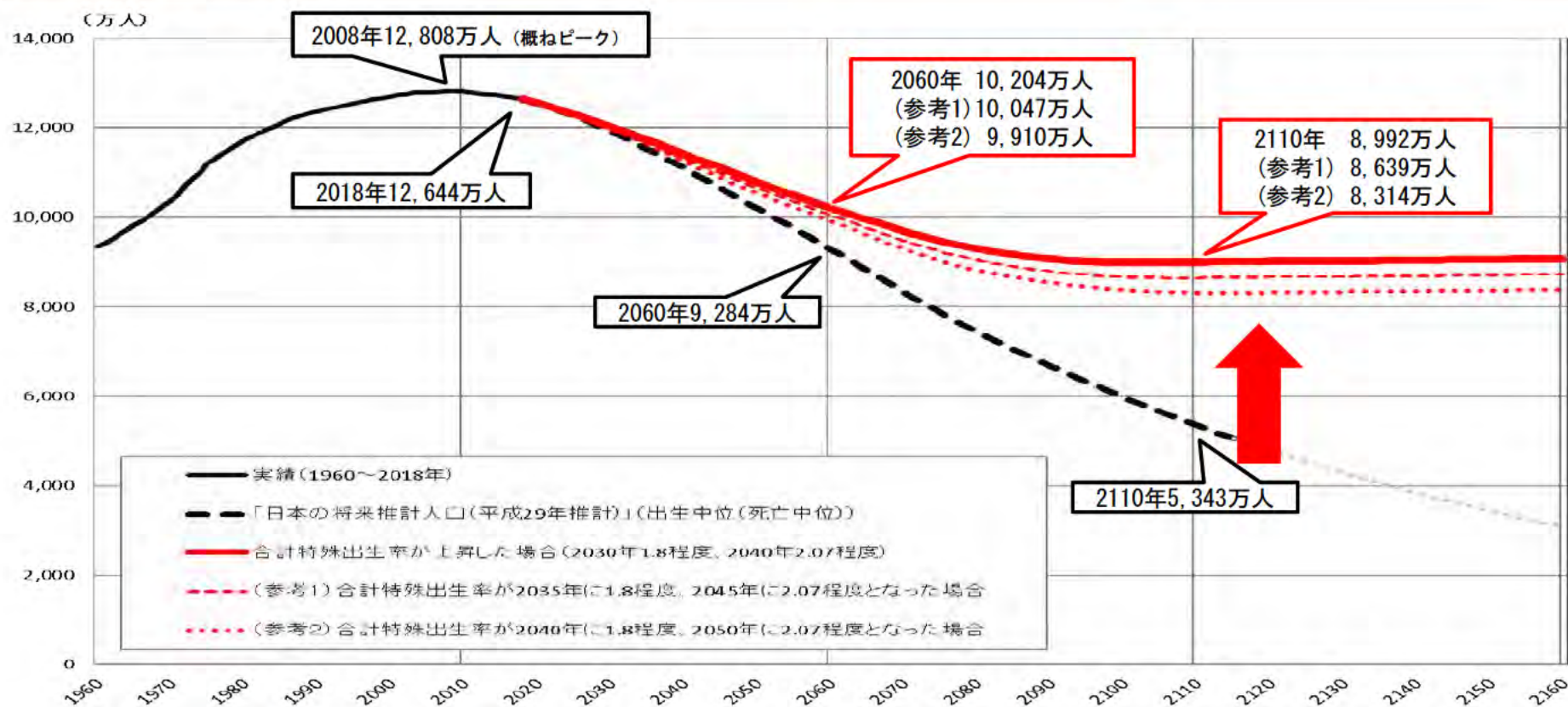
出典：(2015年までの実績)総務省「国勢調査」より、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において年齢不詳を按分のうえ集計。

(2020年以降の推計)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位))

※1950～1970年は沖縄県を含まない。

我が国の人口の推移と長期的な見通し【暫定推計】

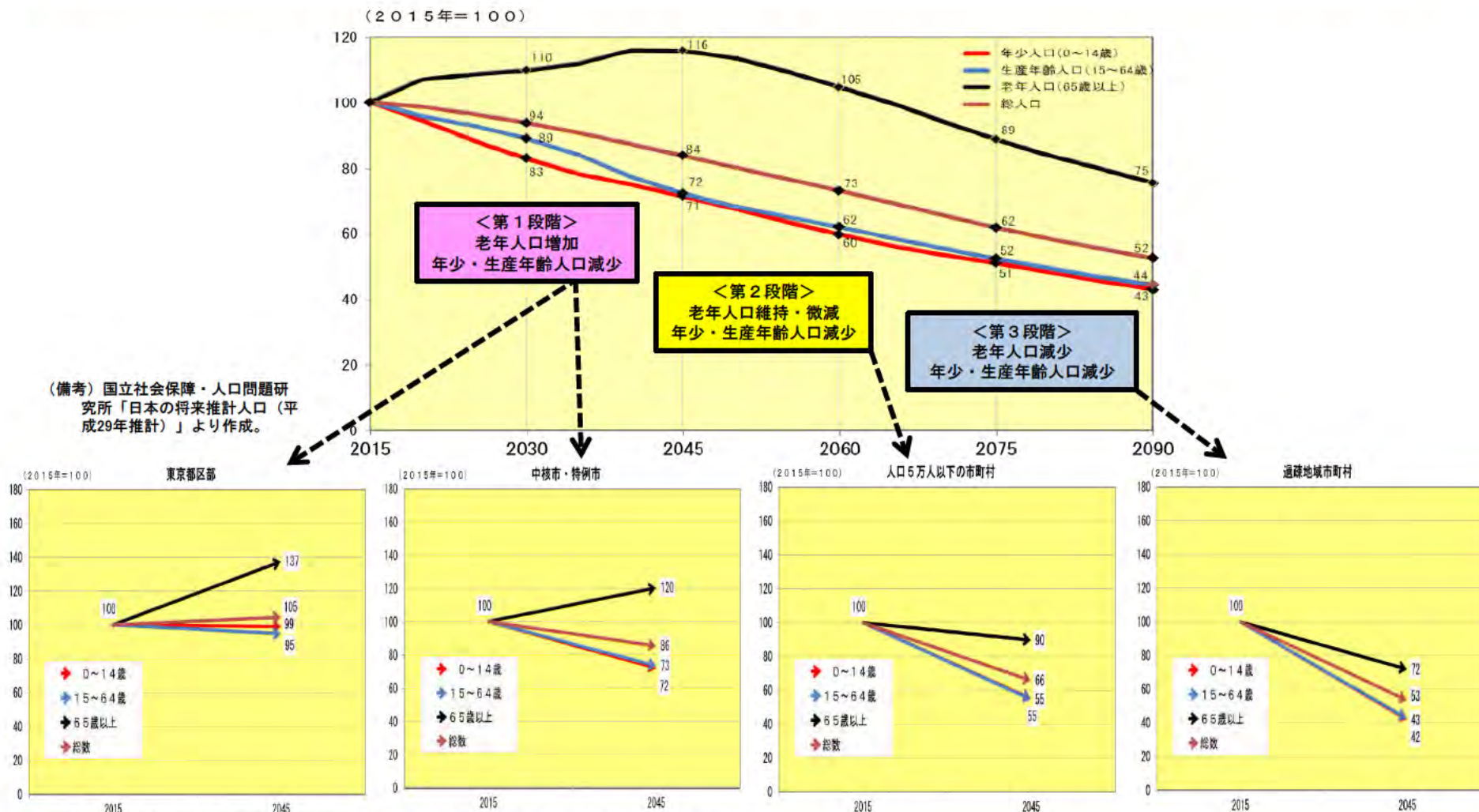
- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約9,300万人まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2025年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。



- （注1）実績は、総務省統計局「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2115～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
- （注2）「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。
- （注3）国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2019」によると、人口置換水準は、2001年から2016年は2.07で推移し、2017年は2.06となっている。
- （注4）総人口の推計においては、2019年4月施行の出入国管理及び難民認定法等の改正（新たな在留資格の創設等）に伴う外国人の増加は考慮していない。

地域によって異なる将来人口動向

- 地域によって人口の「減少段階」は大きく異なる。
- 東京圏や大都市などは「第1段階」にあるのに対して、地方はすでに「第2・3段階」になっている。



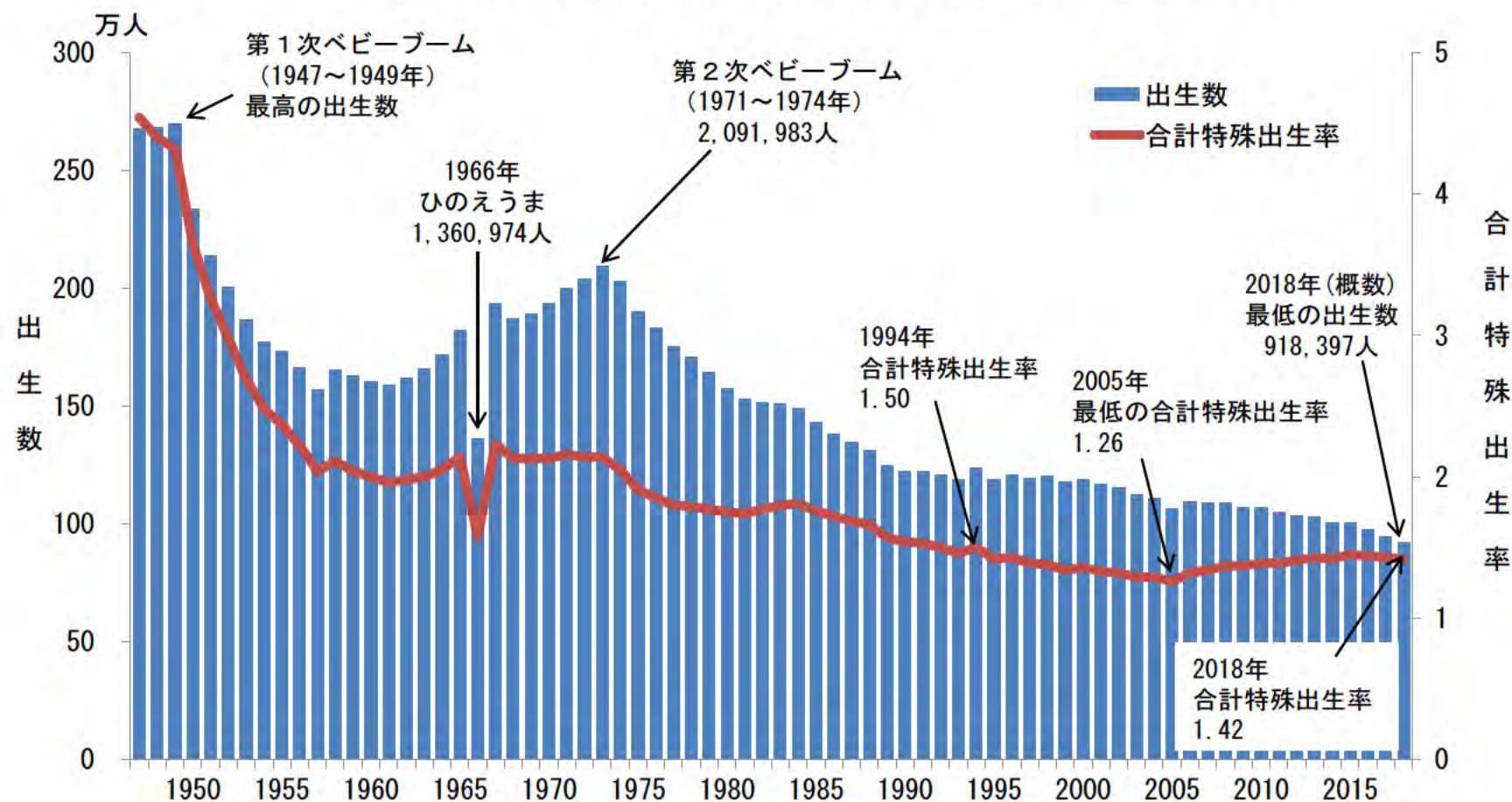
2. 出生数・出生率の状況と要因分析

日本の出生数・出生率の推移

- 出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。出生率は、2006年以降、緩やかに増加してきたが最近では概ね横ばいで推移。出生数は、2016年以降100万人を下回り、毎年減少。
- 合計特殊出生率が人口置換水準（人口規模が維持される水準）※を下回る状況が、1974年の2.05以降、40年以上にわたり続いている。

※近年は2.07で推移（直近2017年は2.06）

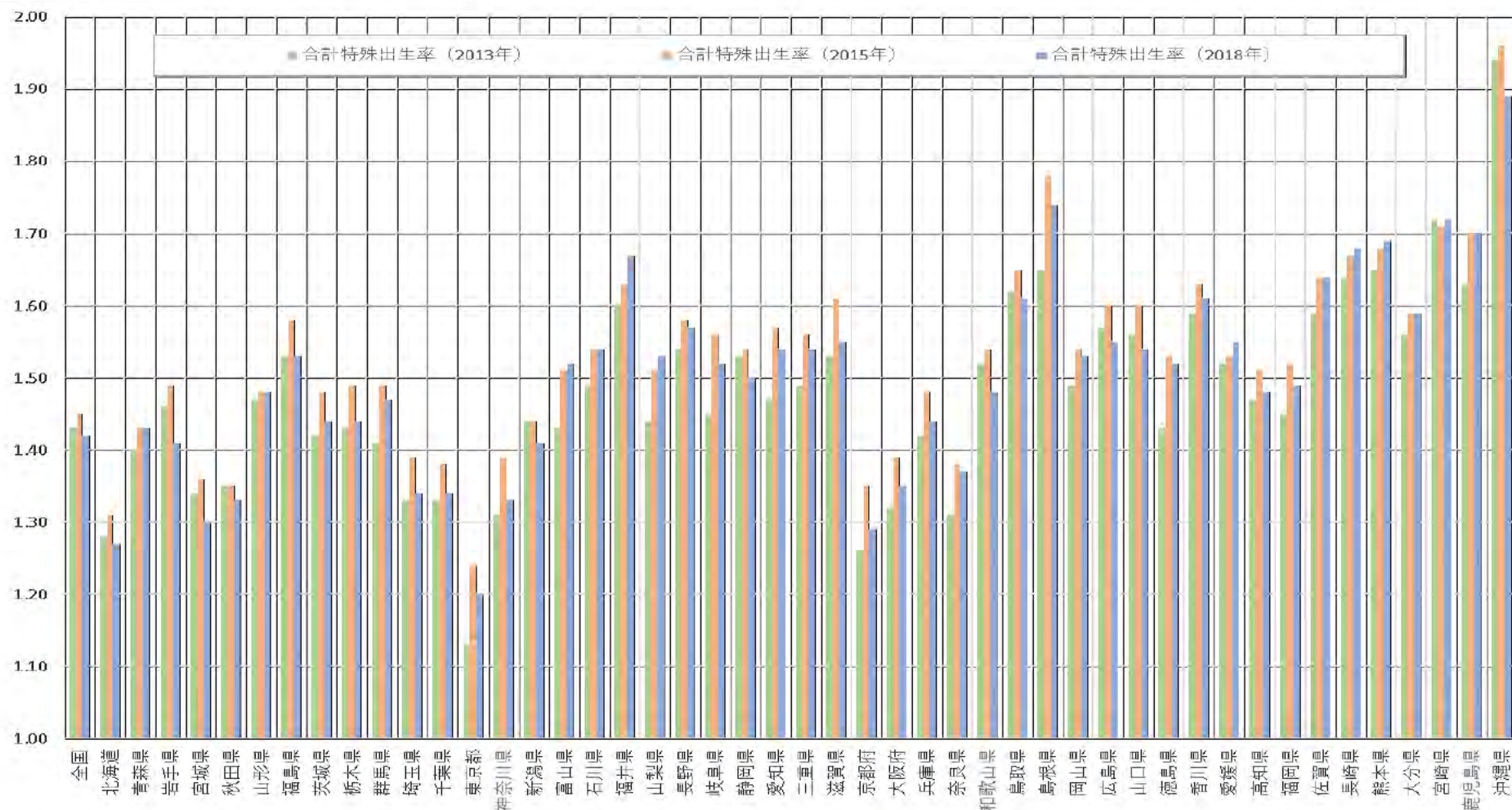
出生数及び合計特殊出生率の年次推移（1947～2018年）



資料：厚生労働省「平成30年（2018）人口動態統計月報年計（概数）」等

都道府県別合計特殊出生率の状況

- 2013年から2018年にかけて、全国の合計特殊出生率は、1.43(2013)→1.42(2014)→1.45(2015)→1.44(2016)→1.43(2017)→1.42(2018)と推移。
- 都道府県によって様々な変動がみられるが、一都三県、大阪圏、北海道や東北の一部等で相対的に低く、北陸から中部、中四国や九州で相対的に高い傾向は、大きくは変わっていない。

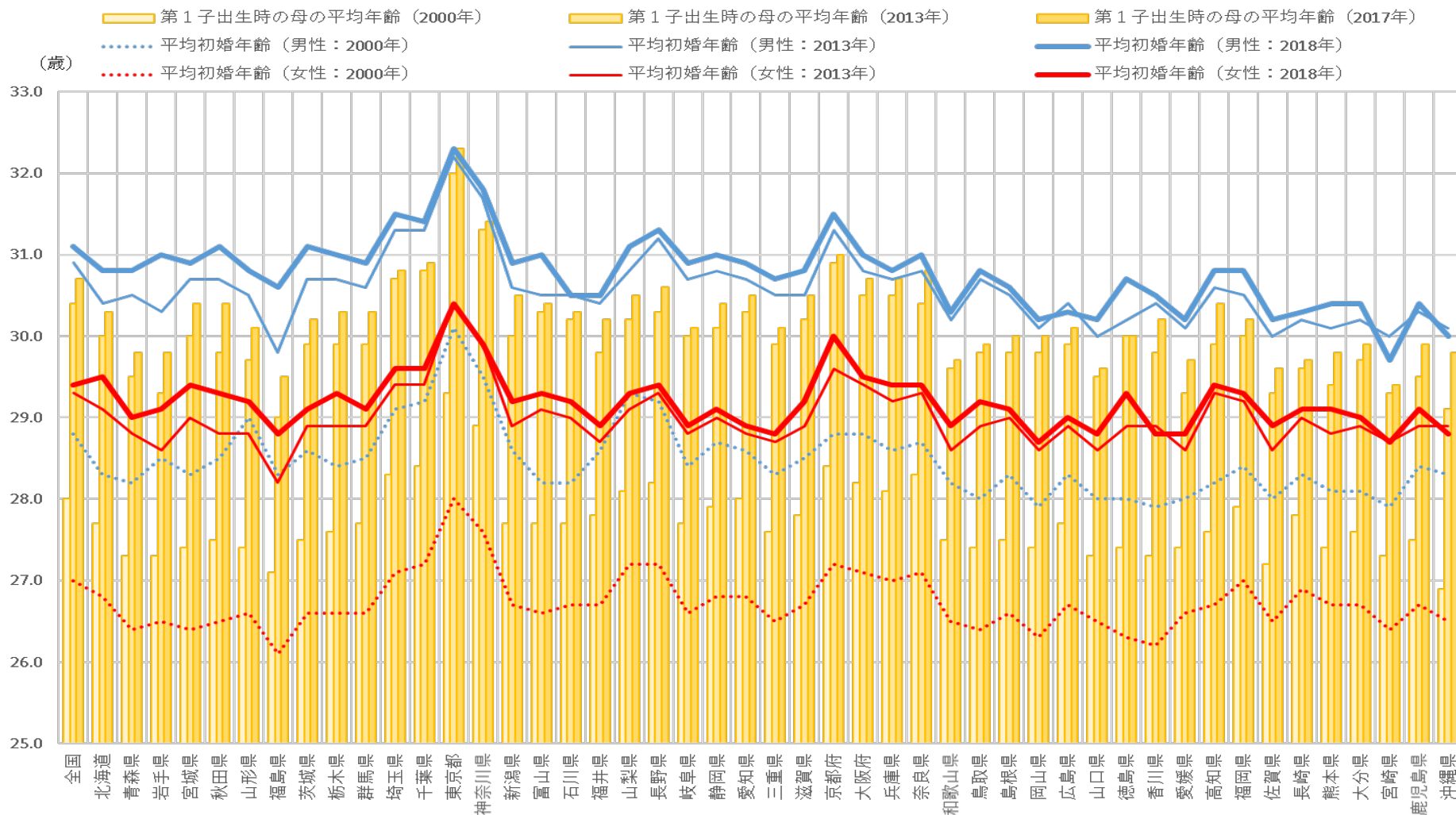


資料:厚生労働省「人口動態統計」

※2018年については概数

男女の平均初婚年齢、第1子出生時の母の平均年齢の推移

- 2000年から2013年にかけて、男女の平均初婚年齢、第1子出生時の母の平均年齢は大きく上昇（晩婚化・晩産化の進展）。
- 2013年から2017年または2018年にかけても、全国的に一定の上昇がみられるが、上昇幅はそれほど大きくなく、一部の県では下降もみられる。



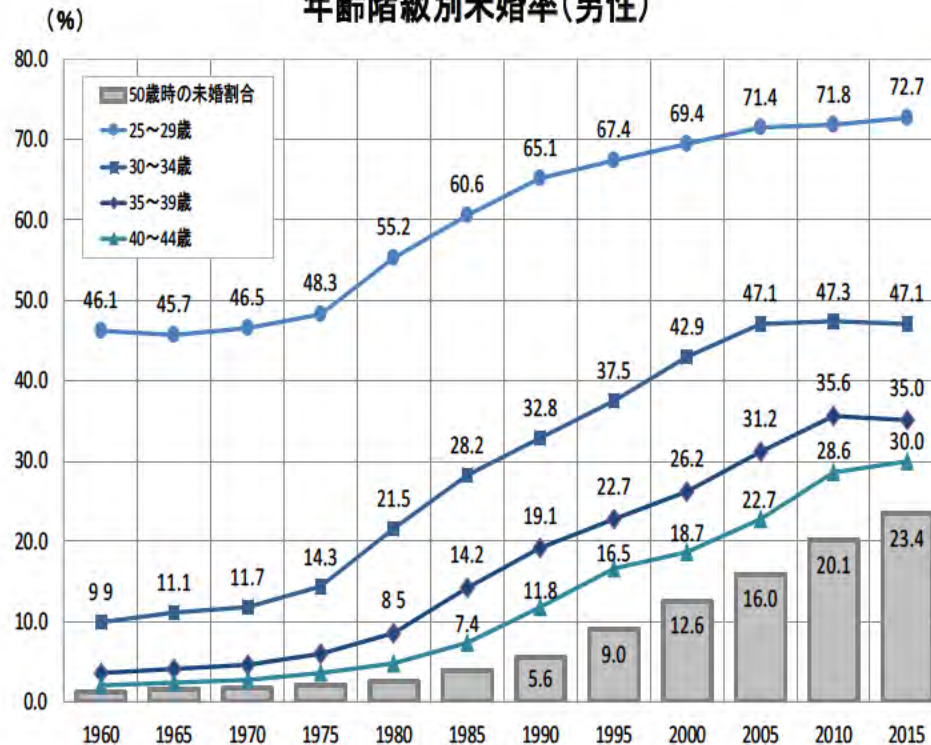
資料:厚生労働省「人口動態統計」

※2018年については概数

出生率低下の要因① ～ 未婚率の上昇 ～

- 出生率低下の要因は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子ども数の減少」。
- 年齢ごとの未婚率及び50歳時の未婚割合は、1970年代以降男女とも上昇傾向が続いており、晩婚化及び非婚化が相当程度進行。
- ただし、2010年頃に30歳代後半となった世代(概ね団塊Jr世代)以降は、概ね横ばいとなりつつある状況。

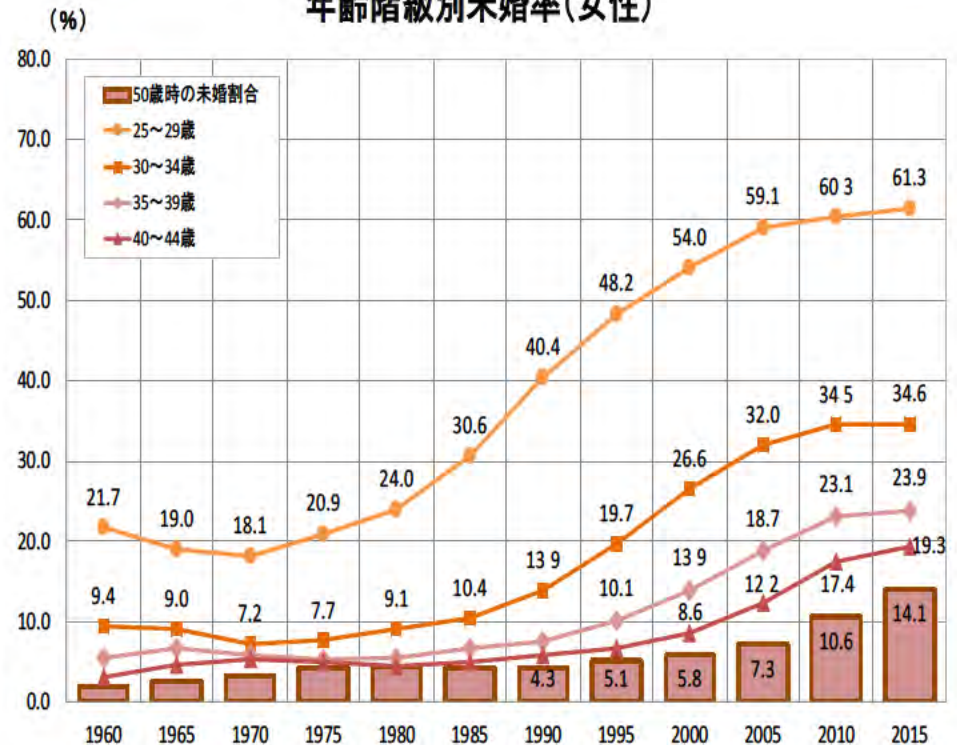
年齢階級別未婚率(男性)



資料：総務省統計局「国勢調査」

(注)未婚率は、結婚を経験していない者の人口に対する割合。「50歳時の未婚割合」は、45~49歳の未婚率と50~54歳の未婚率の平均。

年齢階級別未婚率(女性)

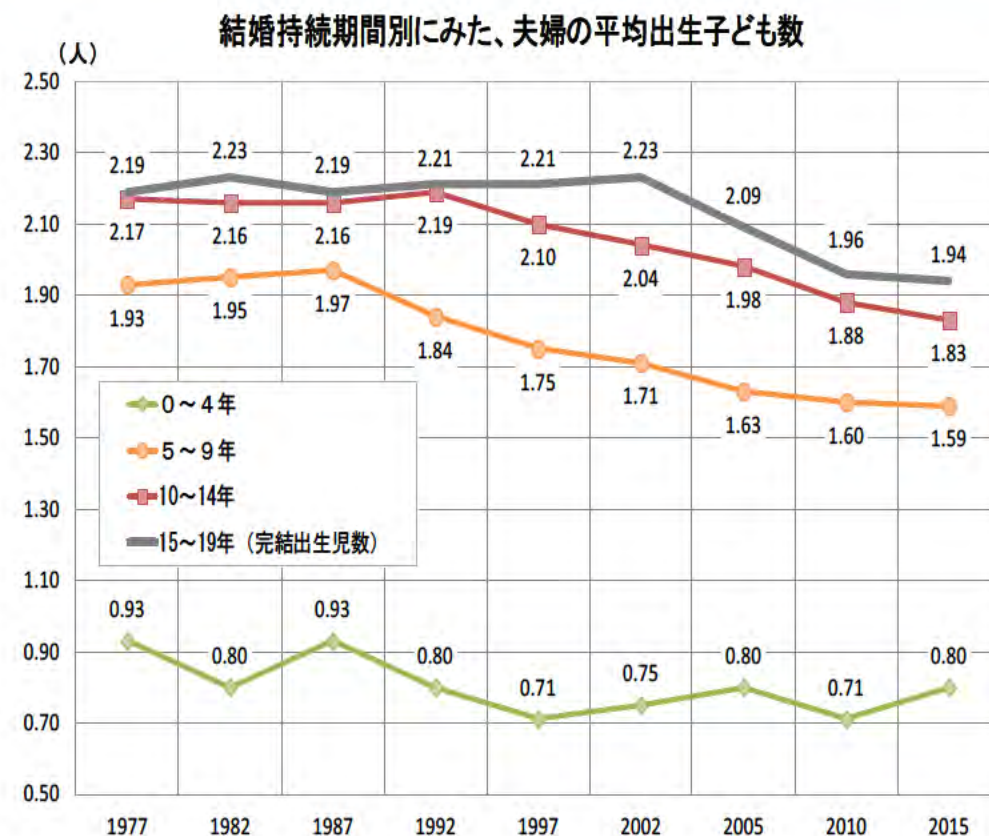


資料：総務省統計局「国勢調査」

(注)未婚率は、結婚を経験していない者の人口に対する割合。「50歳時の未婚割合」は、45~49歳の未婚率と50~54歳の未婚率の平均。

出生率低下の要因② ～ 夫婦の完結出生児数の低下 ～

- 出生率低下の要因は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子ども数の減少」。
- 結婚した夫婦からの出生子ども数が1990年代以降減少傾向。かつて2.2程度で安定して推移していた完結出生児数(夫婦の最終的な平均子ども数)は2010年には1.96と2を下回った。
- ※ 夫婦完結出生児数も初婚年齢と関係があることが分析されている。

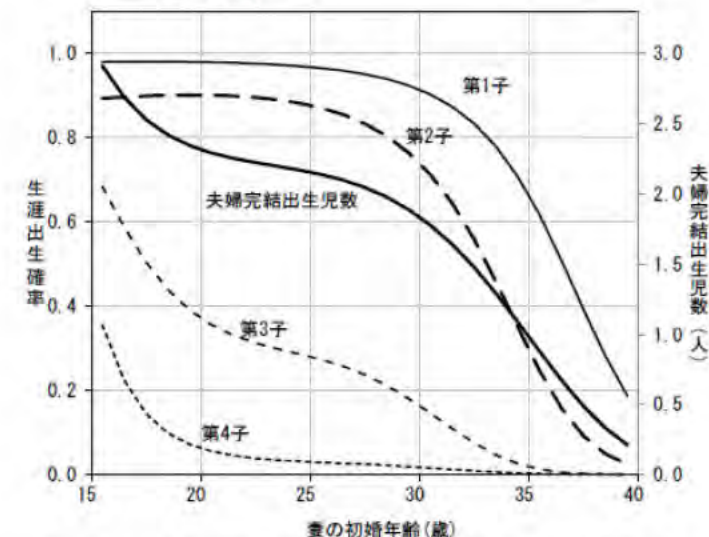


資料:国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(2015)

(参考) 初婚年齢と夫婦完結出生児数との関係

国立社会保障・人口問題研究所
「日本の将来推計人口(平成30年推計)」より

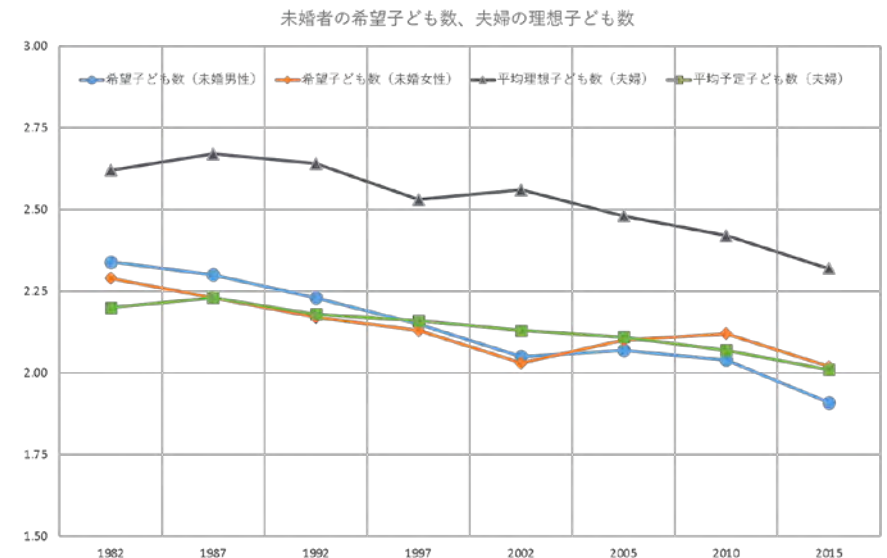
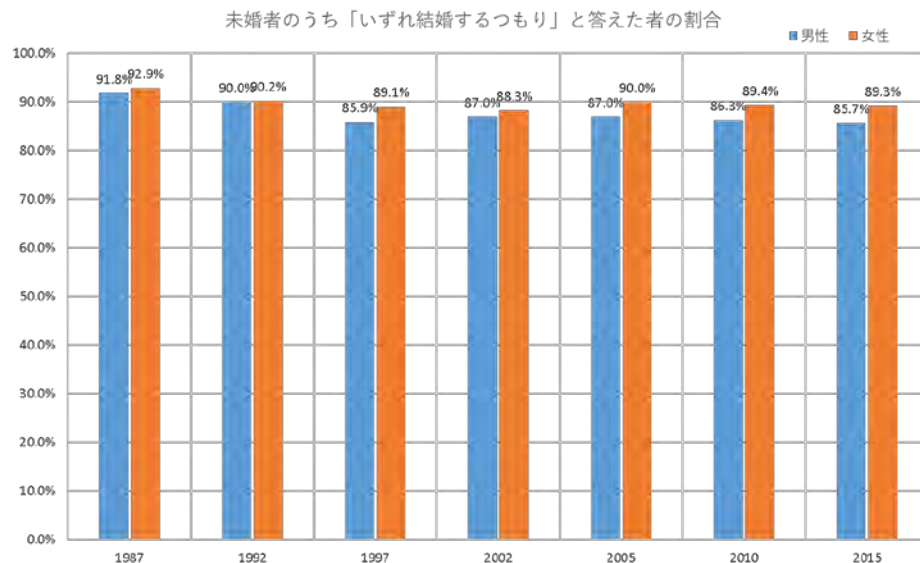
図Ⅲ-3-7 妻の初婚年齢別、生涯出生確率および夫婦完結出生児数(モデル値)



出生動向基本調査における妻が1935～54年生まれの初婚どうし夫婦の結果に基づく。このモデル値は40歳時点での出生確率であるため、完結出生児数の期待値を求める際には50歳時点までの増加分を調整する拡大係数を乗じる。

未婚者の結婚意思や希望子ども数等の推移

- 未婚者の結婚意思は、男女ともに「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合が9割程度で推移。
- 未婚者の希望子ども数は、男女ともに2を少し上回る水準で推移してきたところ、2015年は男性でやや低下して1.91となっている。
- 夫婦の理想子ども数は、2002年調査までは2.5人を上回る水準で推移していたが、2005年調査以降、2.5人を下回っており、やや減少の傾向。2015年調査では2.32人となっている。
- 夫婦の予定子ども数は、2005年調査までは2.1人を上回る水準で推移していたが、2010年調査以降、2.1人を下回っており、2015年調査では2.01人となっている。



未婚者の生涯の結婚意思(18～34歳)(%)

	1987	1992	1997	2002	2005	2010	2015
男性							
いずれ結婚するつもり	91.8%	90.0%	85.9%	87.0%	87.0%	86.3%	85.7%
一生結婚するつもりはない	4.5%	4.9%	6.3%	5.4%	7.1%	9.4%	12.0%
不詳	3.7%	5.1%	7.8%	7.7%	5.9%	4.3%	2.3%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
女性							
いずれ結婚するつもり	92.9%	90.2%	89.1%	88.3%	90.0%	89.4%	89.3%
一生結婚するつもりはない	4.6%	5.2%	4.9%	5.0%	5.6%	6.8%	8.0%
不詳	2.5%	4.6%	6.0%	6.7%	4.3%	3.8%	2.7%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

独身者の希望子ども数(人)

	1982	1987	1992	1997	2002	2005	2010	2015
希望子ども数(未婚男性)	2.34	2.30	2.23	2.15	2.05	2.07	2.04	1.91
希望子ども数(未婚女性)	2.29	2.23	2.17	2.13	2.03	2.10	2.12	2.02
平均理想子ども数(夫婦)	2.62	2.67	2.64	2.53	2.56	2.48	2.42	2.32
平均予定子ども数(夫婦)	2.20	2.23	2.18	2.16	2.13	2.11	2.07	2.01

資料:国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

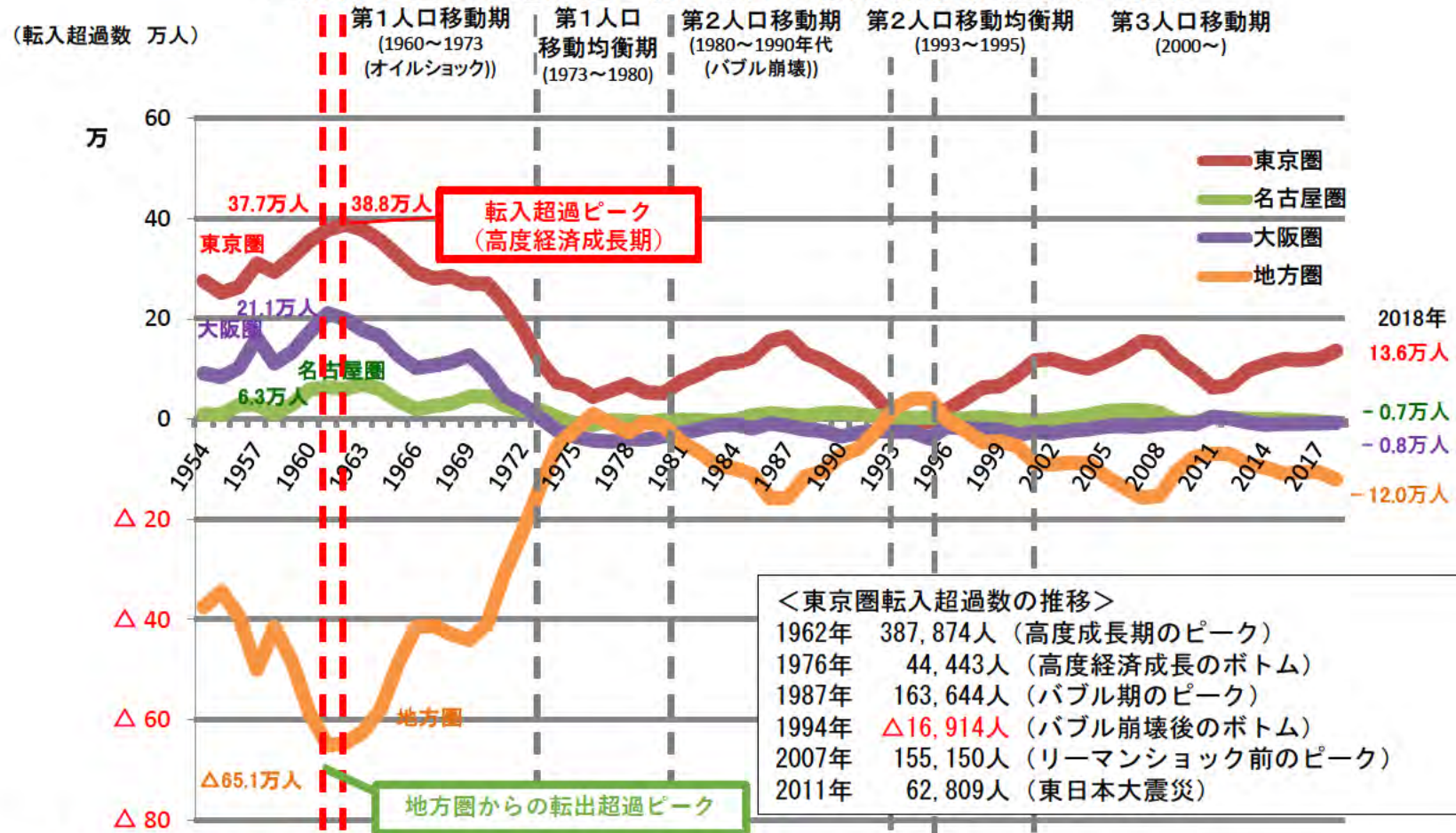
※ 年次は調査年。未婚者については、18～34歳の者を対象に集計したもの。夫婦の予定子ども数・理想子ども数は妻が50歳未満の夫婦に係る調査で回答者は妻。

3. 東京一極集中の状況

人口移動の状況

○ これまで3度、地方から大都市（特に東京圏）への人口移動が生じてきた。

三大都市圏及び地方圏における人口移動（転入超過数）の推移



(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」(日本人移動者)

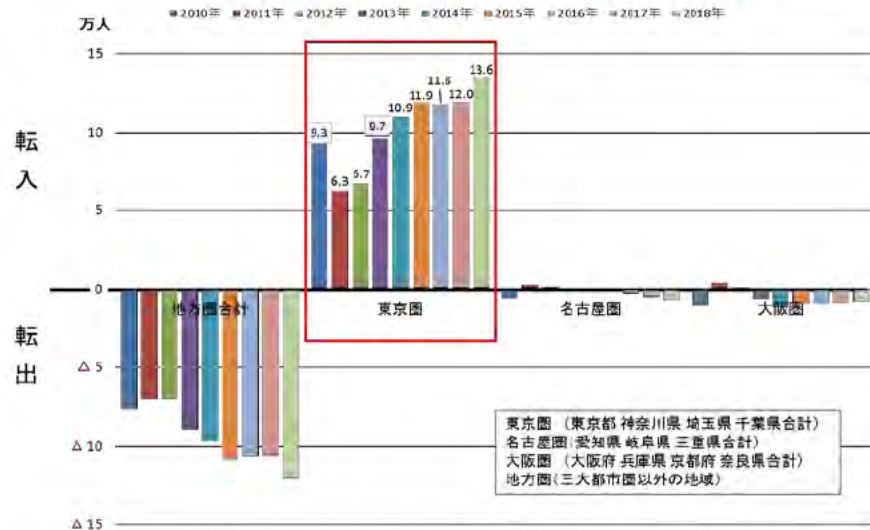
(注)上記の地域区分は以下の通り。

東京圏:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏:岐阜県、愛知県、三重県 大阪圏:京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
三大都市圏:東京圏、名古屋圏、大阪圏 地方圏:三大都市圏以外の地域

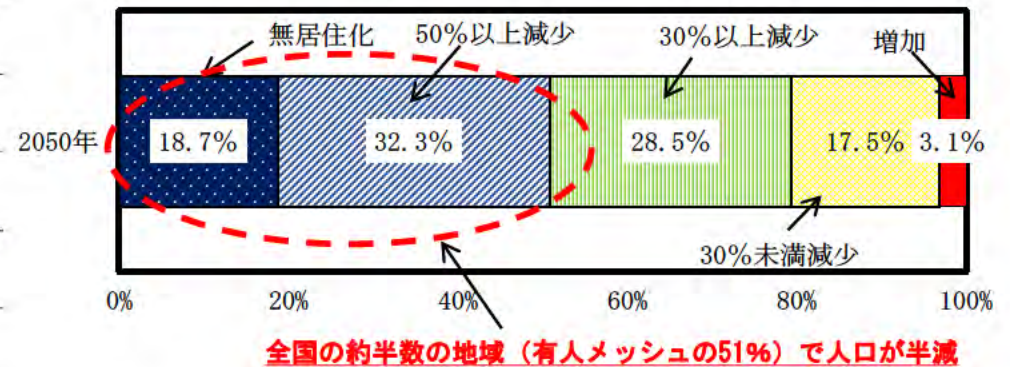
東京への人口集中と人口減少地域の増加

- 人口流入によって東京圏に人口が集中。国際的にも、首都圏への人口集中の度合いが強い。
- 一方、2050年には、全国の約半数の地域で人口が50%以上減少し、うち2割では無居住化。

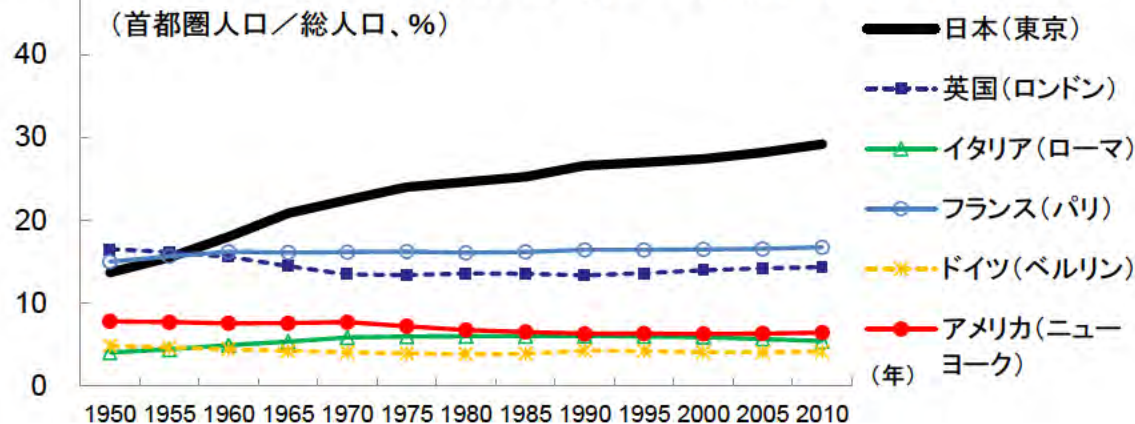
住民基本台帳転出入超過数



人口増減割合別の地点数（1kmメッシュベース）



首都圏への人口集中・欧米諸国との比較



（資料出所等）

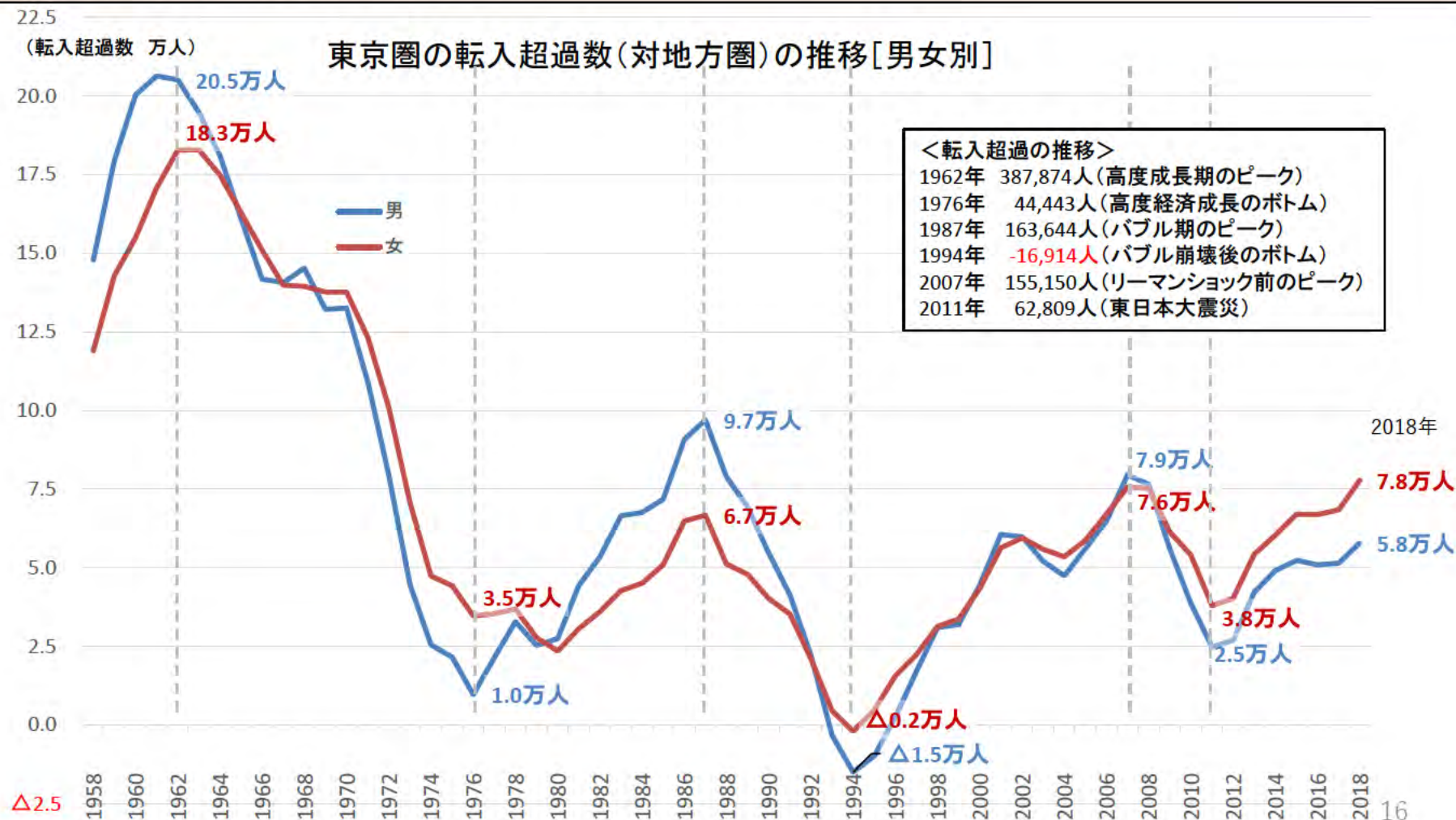
左上図：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告（2010年—2018年・日本人移動者）」。なお、東京圏は東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の合計、名古屋圏は愛知県・岐阜県・三重県の合計、大阪圏は大阪府・兵庫県・京都府・奈良県の合計。

左下図：国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050」（平成26年7月4日）の関連資料。

右図：総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」等より、国土交通省国土政策局作成。なお、データは2015年対比の計数であることに留意。

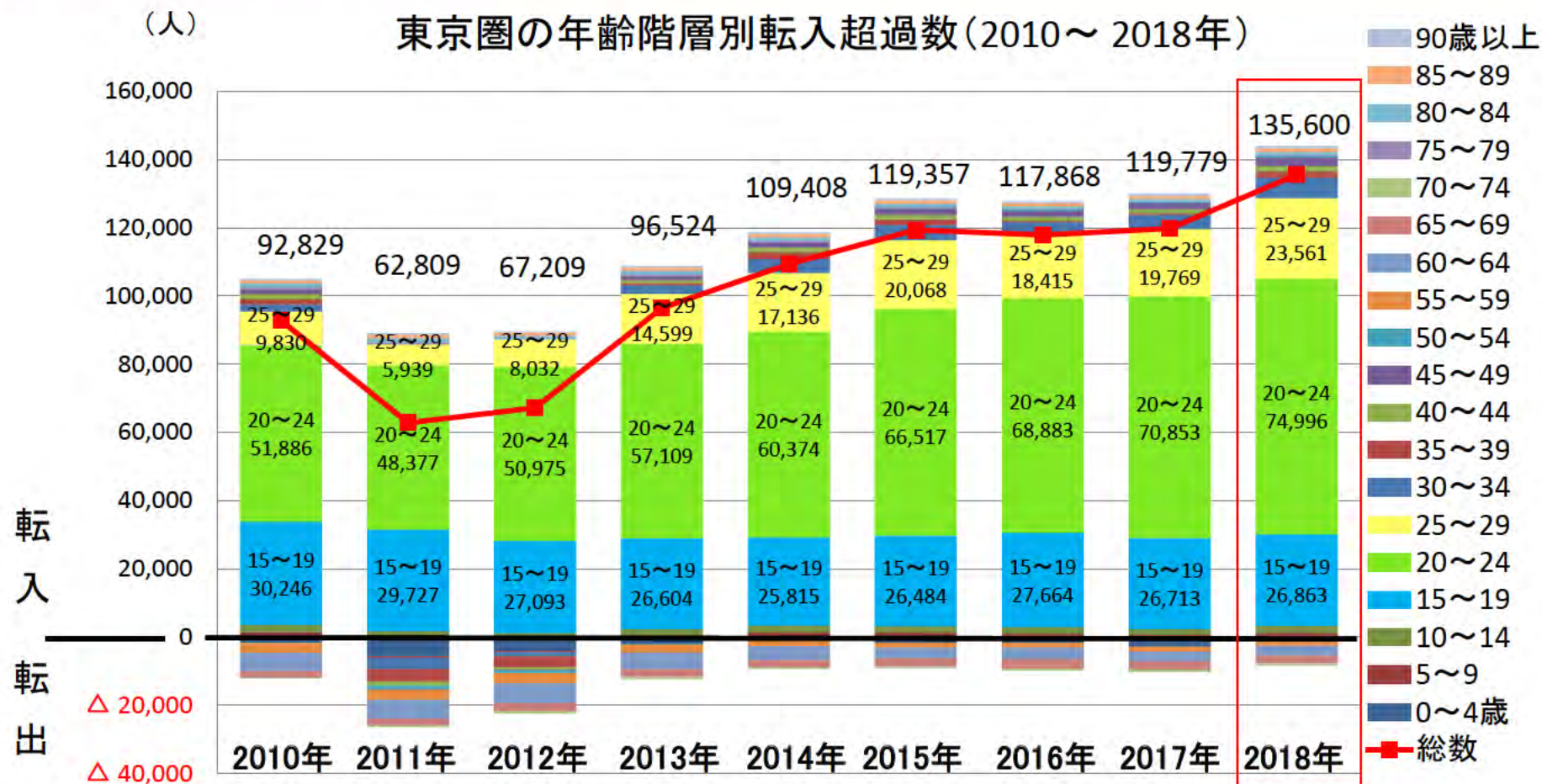
人口移動の状況（東京圏・男女別）

- 東京圏の転入超過数は、かつては、転入超過が多いときは男性が女性を上回り、少ないときは女性が男性を上回る状況がみられた。
- バブル崩壊後以降は男女差がほぼみられない状況が続いていたが、リーマンショック、東日本大震災以降は、女性が男性を上回って推移している。



東京圏への転入超過数（2010年－2018年 年齢階級別）

○ 東京圏への転入超過数の大半を10代後半、20代の若者が占めており、大学等への進学や就職が一つのきっかけになっているものと考えられる。



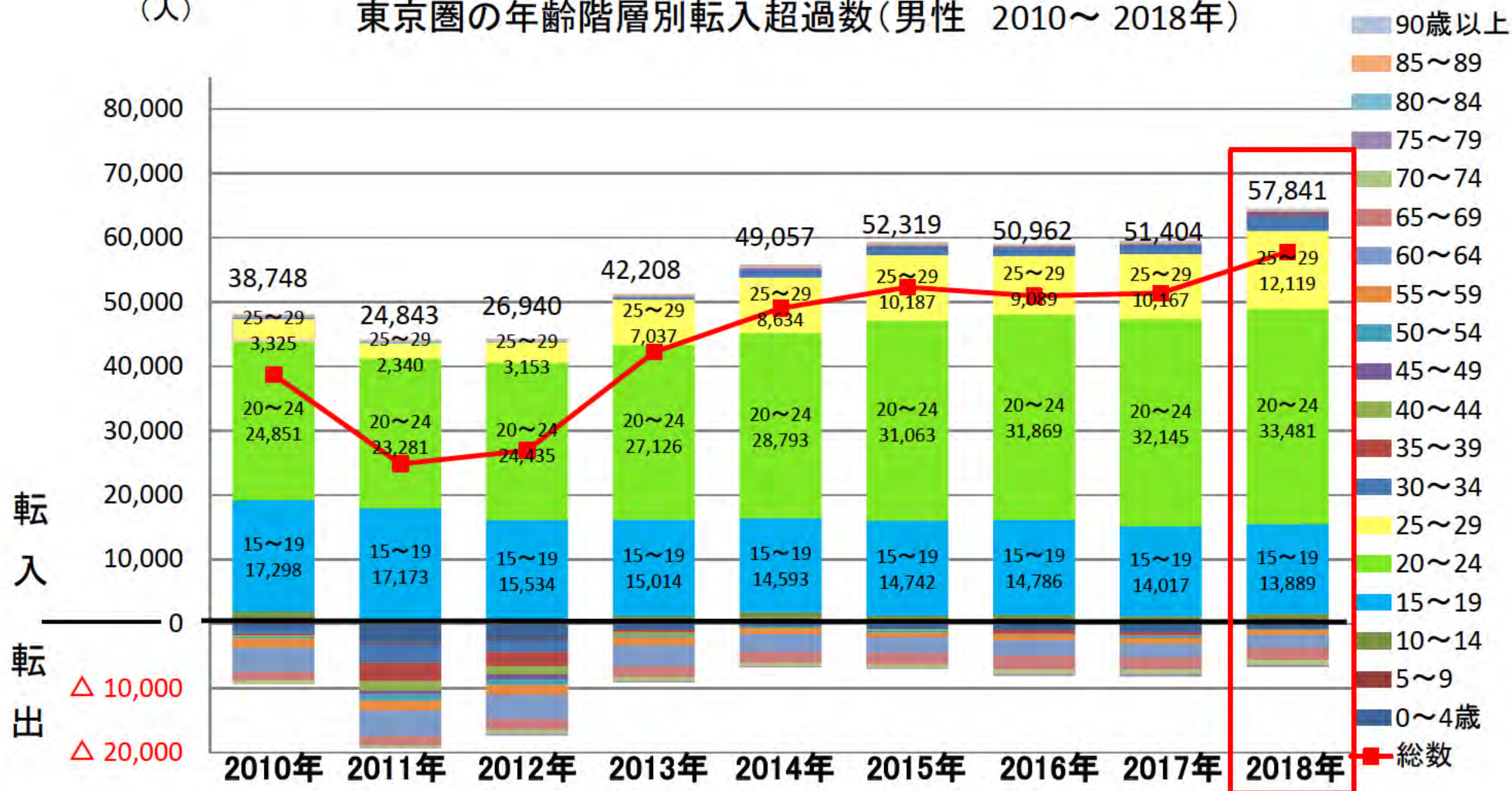
資料出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2010年—2018年/日本人移動者）

東京圏への転入超過数（2010年－2018年、男性：年齢階級別）

- 近年の東京圏への転入超過数を男女別に見ると、男性よりも女性が多い傾向にある。
- 男女ともに、2018年に増加しているが、増加幅は男性よりも女性が大きいの。

(人)

東京圏の年齢階層別転入超過数(男性 2010～2018年)



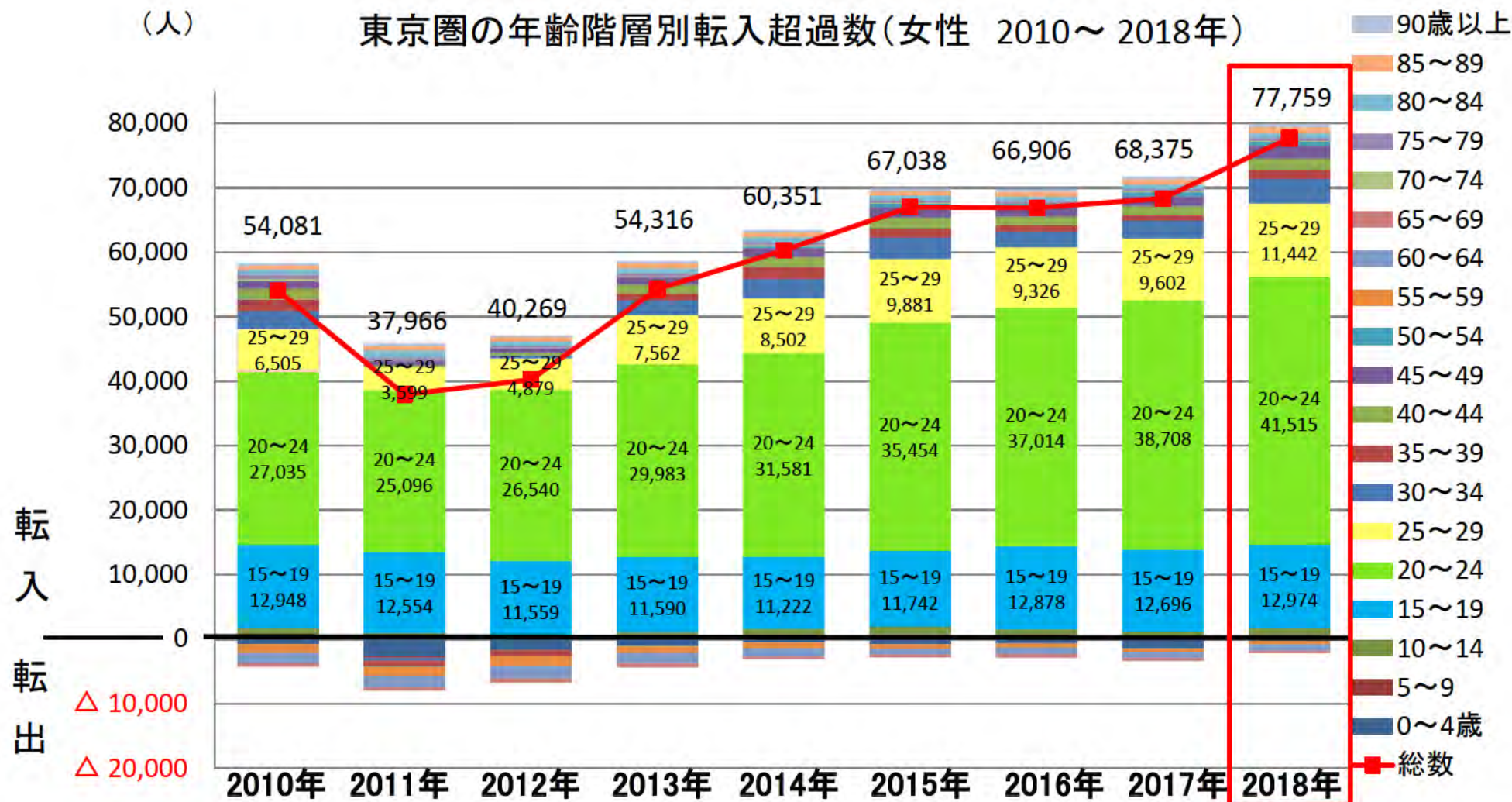
資料出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2010年－2018年/日本人移動者）

東京圏への転入超過数（2010年－2018年、女性：年齢階級別）

- 近年の東京圏への転入超過数を男女別に見ると、男性よりも女性が多い傾向にある。
- 男女ともに、2018年に増加しているが、増加幅は男性よりも女性が多い。

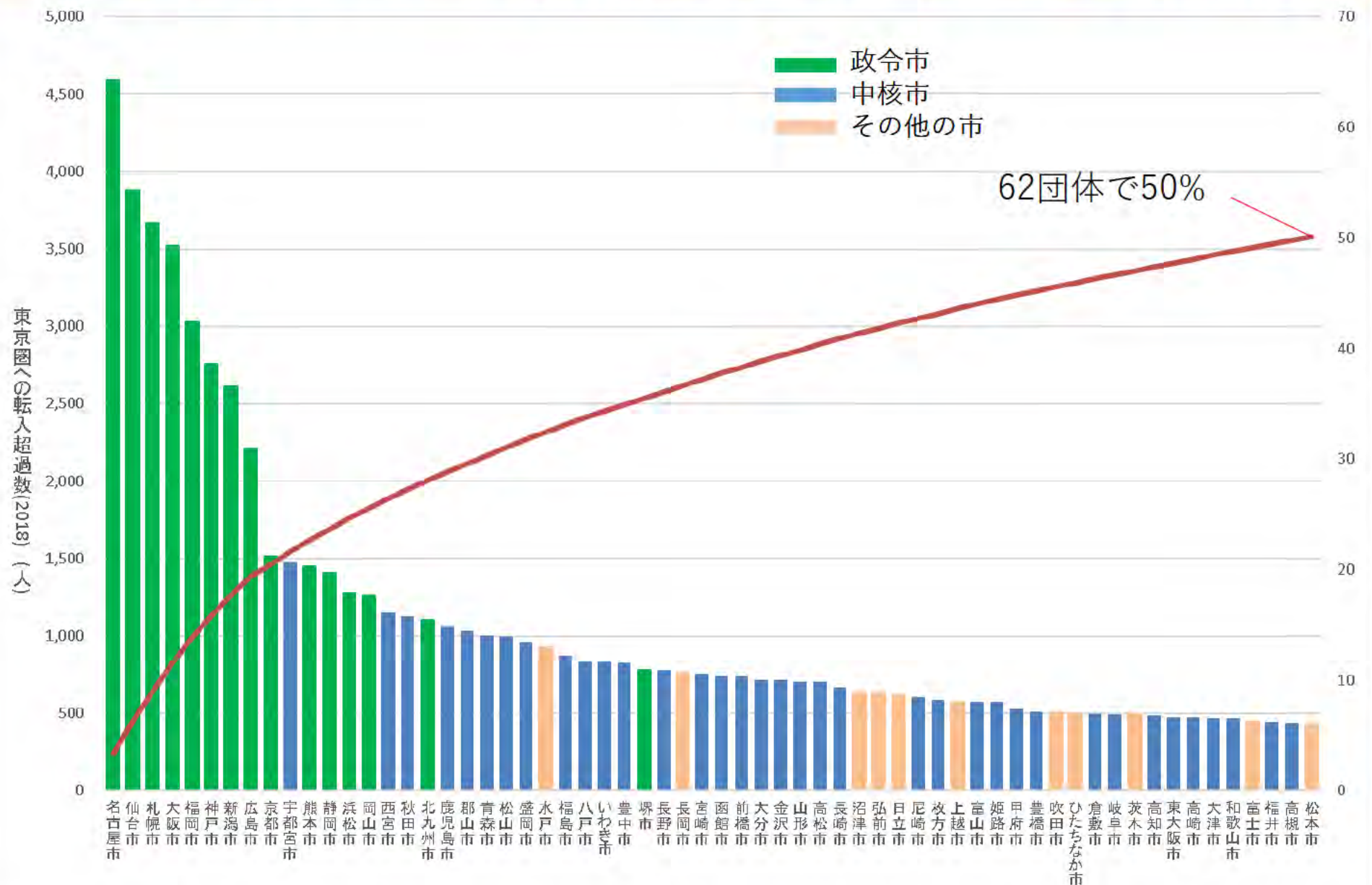
(人)

東京圏の年齢階層別転入超過数(女性 2010～2018年)



資料出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2010年－2018年/日本人移動者）

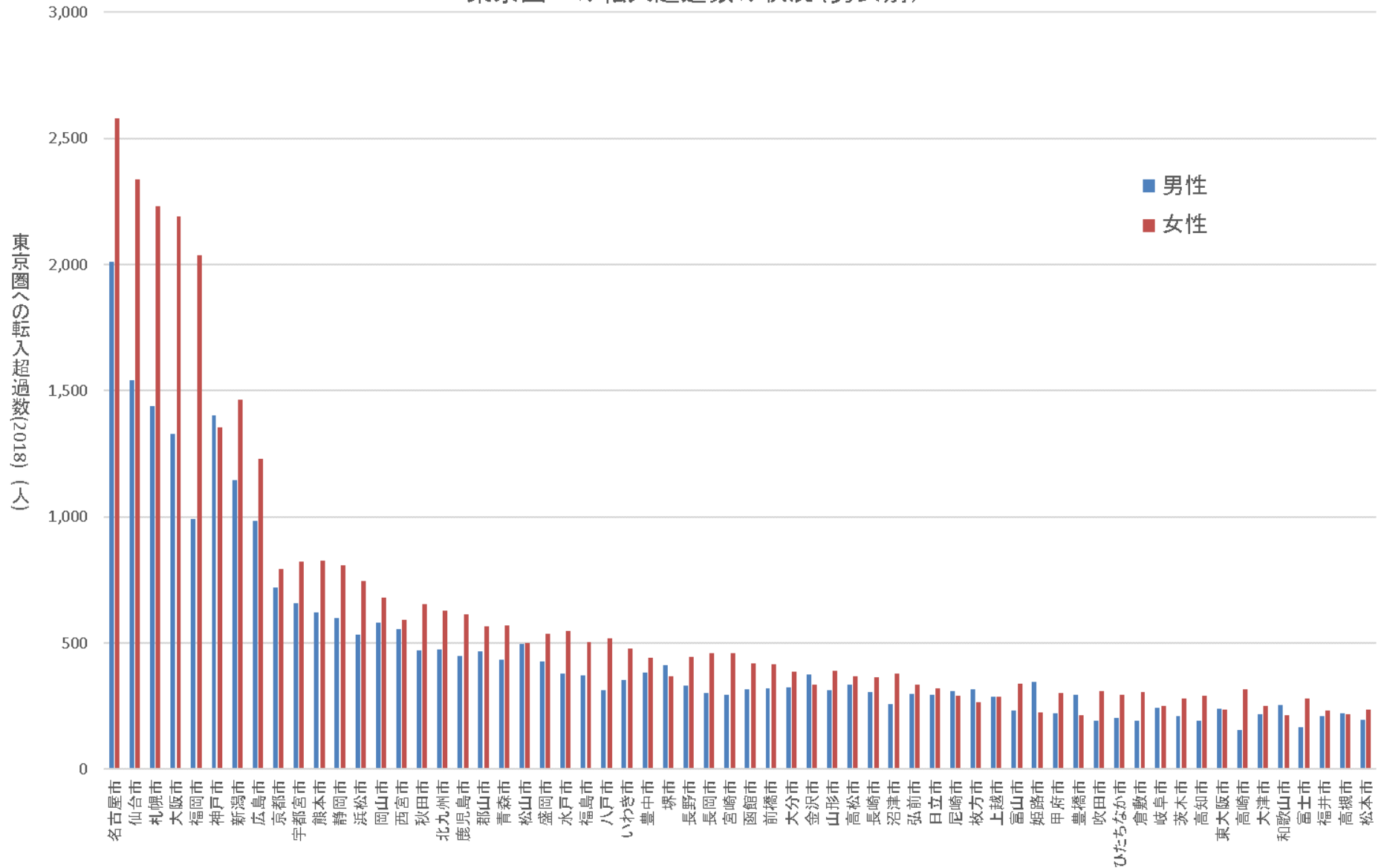
東京圏への転入超過数 市町村別内訳と累積割合（2018年 上位62団体）



資料：住民基本台帳の人口移動のデータ（日本人移動者）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

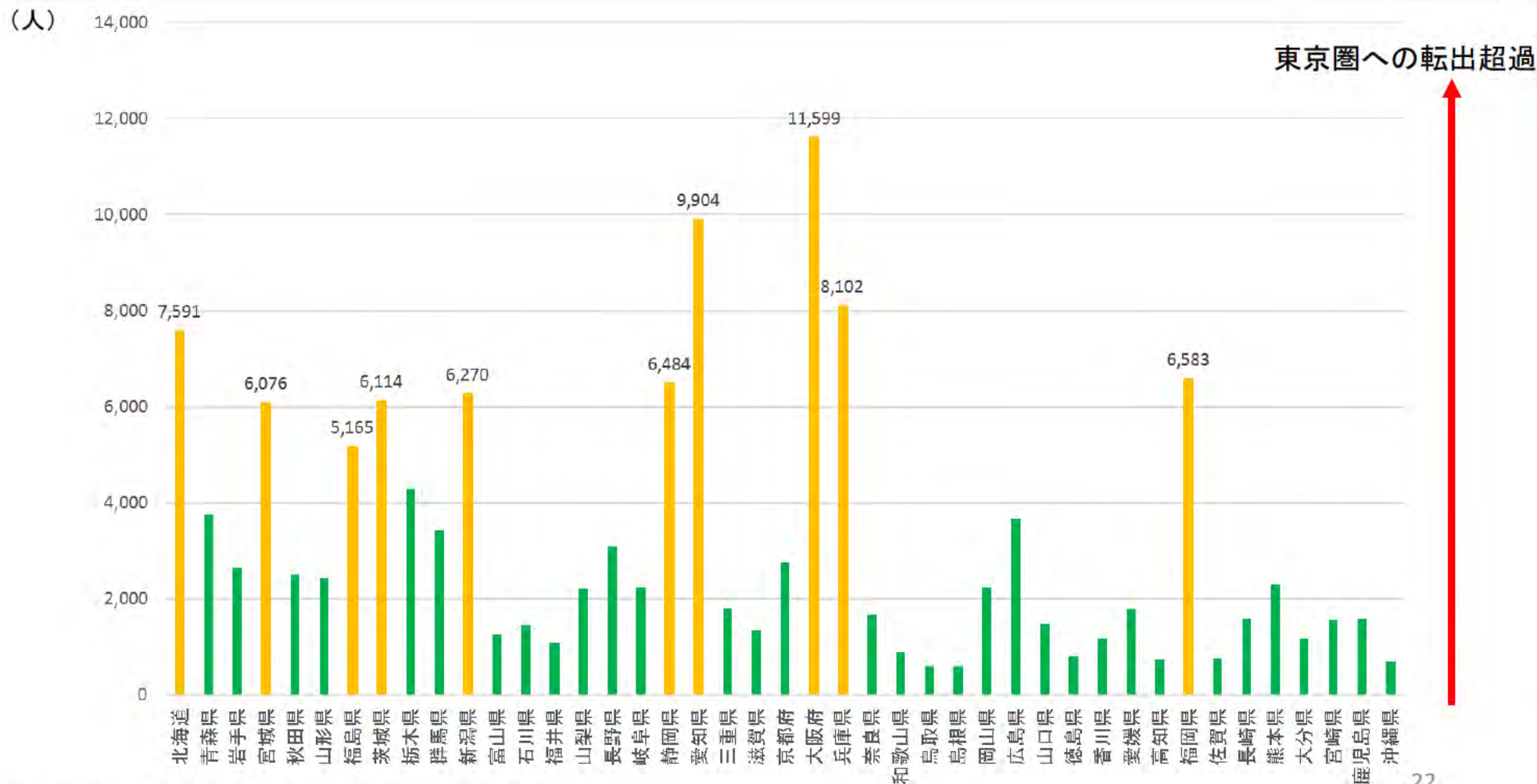
東京圏への転入超過数 市町村別男女別内訳（2018年上位62団体）

東京圏への転入超過数の状況（男女別）



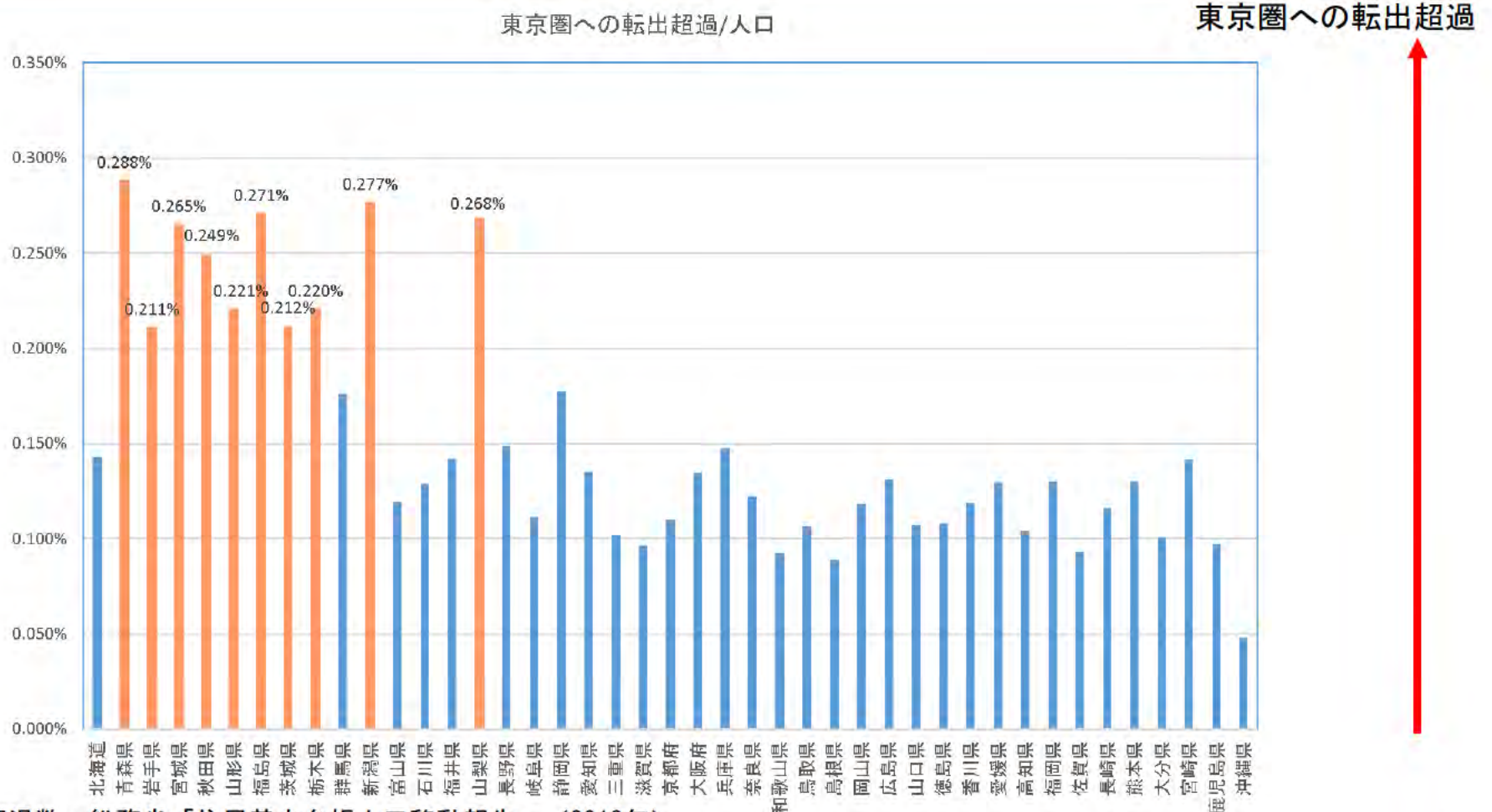
道府県別 東京圏への転出超過数（2018年）

○ 各道府県から東京圏への転出超過数の絶対数が多いのは、①大阪府（11,599人）、②愛知県（9,904人）、③兵庫県（8,102人）といった大都市圏を構成する府県であり、以下、④北海道（7,591人）、⑤福岡県（6,583人）、⑥静岡県（6,484人）、⑦新潟県（6,270人）、⑧茨城県（6,114人）、⑨宮城県（6,076人）、⑩福島県（5,165人）の順。



道府県別 東京圏への転出超過の割合 (2018年)

○ 各道府県人口に占める東京圏への転出超過数の割合が多い上位10道府県は、①青森県(0.288%)、②新潟県(0.277%)、③福島県(0.271%)、④山梨県(0.268%)、⑤宮城県(0.265%)、⑥秋田県(0.249%)、⑦山形県(0.221%)、⑧栃木県(0.220%)、⑨茨城県(0.212%)、⑩岩手県(0.211%)の順。(その後、静岡県、群馬県、長野県、兵庫県、北海道と続く。)



転入超過数：総務省「住民基本台帳人口移動報告」(2018年)

人口数値：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(2018年1月1日現在)

東京圏における人口移動の状況（転入・転出・転入超過数・男女別）

- 2018年の東京圏への転入超過数は、前年に比べて、1.6万人程度増加。内訳は、転入者数の増加が1.0万人程度、転出者数の減少が0.6万人程度。
- 女性の転入者数の増加が大きく影響している。

＜東京圏における転入・転出・転入超過数の推移＞

(実数)					(前年比)				
	2014	2015	2016	2017	2018	14→15	15→16	16→17	17→18
総数 転入	468,576	487,251	477,790	481,289	491,003	+18,675	-9,461	+3,499	+9,714
転出	359,168	367,894	359,922	361,510	355,403	+8,726	-7,972	+1,588	-6,107
転入超過	109,408	119,357	117,868	119,779	135,600	+9,949	-1,489	+1,911	+15,821
男 転入	258,208	267,425	261,088	261,629	264,656	+9,217	-6,337	+541	+3,027
転出	209,151	215,106	210,126	210,225	206,815	+5,955	-4,980	+99	-3,410
転入超過	49,057	52,319	50,962	51,404	57,841	+3,262	-1,357	+442	+6,437
女性の転入者数が男性に比べて大きく増加									
女 転入	210,368	219,826	216,702	219,660	226,347	+9,458	-3,124	+2,958	+6,687
転出	150,017	152,788	149,796	151,285	148,588	+2,771	-2,992	+1,489	-2,697
転入超過	60,351	67,038	66,906	68,375	77,759	+6,687	-132	+1,469	+9,384

資料出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2014年—2018年/日本人移動者）

東京圏における人口移動の状況（転入超過数・5歳階級別）

- 高齢者層の一部を除き、概ね全ての年齢階級で転入超過数が増加。
- 特に20歳代の若者の転入超過数が大きく増加。

＜東京圏における転入超過数（5歳階級別）の推移＞

転入超過数の大半は10代後半、20代が占めている

	(実数) ※黒字は転入超過/赤字(-)は転出超過				(前年比)				
	2014	2015	2016	2017	2018	14→15	15→16	16→17	17→18
総数	109,408	119,357	117,868	119,779	135,600	+9,949	-1,489	+1,911	+15,821
0～4歳	-839	-1,631	-1,632	-2,821	-1,044	-792	-1	-1,189	+1,777
5～9歳	1,382	1,282	984	615	1,227	-100	-298	-369	+612
10～14歳	2,019	1,981	1,974	1,724	2,070	-38	-7	-259	+346
15～19歳	25,815	26,484	27,664	26,713	26,863	+669	+1,180	-951	+150
20～24歳	60,374	66,517	68,883	70,853	74,996	+6,143	+2,366	+1,970	+4,143
25～29歳	17,136	20,068	18,415	19,769	23,561	+2,932	-1,653	+1,354	+3,792
30～34歳	4,175	4,550	3,699	4,177	6,022	+375	-851	+478	+1,845
35～39歳	1,800	1,515	365	373	1,703	-285	-1,150	+8	+1,330
40～44歳	1,500	1,456	1,217	1,252	1,721	-44	-239	+35	+469
45～49歳	1,711	1,786	1,779	1,752	2,471	+75	-7	-27	+719
50～54歳	-12	195	396	301	559	+207	+201	-95	+258
55～59歳	-1,843	-1,419	-1,461	-1,516	-1,478	+424	-42	-55	+38
60～64歳	-4,030	-3,218	-3,423	-2,857	-2,947	+812	-205	+566	-90
65～69歳	-2,127	-2,372	-2,726	-2,457	-2,282	-245	-354	+269	+175
70～74歳	-410	-408	-612	-582	-630	+2	-204	+30	-48
75～79歳	306	236	112	5	195	-70	-124	-107	+190
80～84歳	1,018	959	799	881	814	-59	-160	+82	-67
85～89歳	986	923	999	992	1,156	-63	+76	-7	+164
90歳以上	445	456	439	606	624	+11	-17	+167	+18

概ね全ての年齢階級で転入超過数が増加、特に20歳代の若者の転入超過数が大きく増加

資料出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2014年—2018年/日本人移動者）

東京圏における人口移動の状況（転出元別・転入超過数）

○ 転出元別に見ると、愛知県や大阪府といった大都市、茨城県、静岡県、栃木県といった東京圏近郊からの転入超過数が増加。

<[転出元別]東京圏における転入超過状況>（前年比降順にて記載）

大都市や、東京圏近郊から
東京圏への転入超過数が
増加している

		転入超過		
		(実数)		(前年比)
		2017年	2018年	17→18
1	愛知県	7,164	9,904	+2,740
2	茨城県	4,596	6,114	+1,518
3	静岡県	5,368	6,484	+1,116
4	栃木県	3,232	4,290	+1,058
5	大阪府	10,657	11,599	+942
6	北海道	6,750	7,591	+841
7	福岡県	5,810	6,583	+773
8	兵庫県	7,356	8,102	+746
9	宮城県	5,357	6,076	+719
10	新潟県	5,631	6,270	+639
11	長野県	2,490	3,091	+601
12	愛媛県	1,366	1,796	+430
13	広島県	3,297	3,666	+369
14	福井県	772	1,105	+333
15	岐阜県	1,916	2,230	+314
16	滋賀県	1,037	1,348	+311
17	三重県	1,518	1,819	+301
18	熊本県	2,022	2,308	+286
19	奈良県	1,396	1,662	+266
20	石川県	1,201	1,463	+262
21	香川県	920	1,165	+245
22	秋田県	2,288	2,514	+226

		転入超過		
		(実数)		(前年比)
		2017年	2018年	17→18
23	徳島県	602	812	+210
24	山梨県	2,010	2,210	+200
25	長崎県	1,388	1,587	+199
26	富山県	1,062	1,257	+195
27	福島県	4,975	5,165	+190
28	岡山県	2,052	2,237	+185
29	大分県	994	1,162	+168
30	島根県	495	610	+115
31	京都府	2,658	2,760	+102
32	山口県	1,395	1,480	+85
33	宮崎県	1,488	1,564	+76
34	岩手県	2,611	2,653	+42
35	山形県	2,400	2,428	+28
36	高知県	734	750	+16
37	鳥取県	603	604	+1
38	青森県	3,756	3,756	+0
39	鹿児島県	1,640	1,600	-40
40	和歌山県	966	898	-68
41	佐賀県	849	771	-78
42	群馬県	3,755	3,419	-336
43	沖縄県	1,202	697	-505

東京圏における人口移動の状況（東京圏内訳・転入/転出/転入超過）

- 東京圏への転入超過数のうち、23区が約45%を占めている（近年大きな変化はない）。
- 2018年の転入超過数は、23区、政令市、政令市以外のいずれにおいても増加（基本的には、転入者数が増加し、転出者数が減少）。

＜東京圏への転入超過の内訳＞

＜転入超過（①－②）＞	2017	2018	増減数	増減率
東京圏	119,779	135,600	+15,821	+13.2%
23区	55,924	62,448	+6,524	+11.7%
23区外	63,855	73,152	+9,297	+14.6%
うち さいたま市	4,710	5,172	+462	+9.8%
うち 千葉市	2,308	2,603	+295	+12.8%
うち 横浜市	8,067	10,501	+2,434	+30.2%
うち 川崎市	7,134	7,690	+556	+7.8%
うち 相模原市	714	1,011	+297	+41.6%
うち その他	40,922	46,175	+5,253	+12.8%

＜転入①＞	2017	2018	増減数	増減率
東京圏	481,289	491,003	+9,714	+2.0%
23区	177,699	181,763	+4,064	+2.3%
23区外	303,590	309,240	+5,650	+1.9%
うち さいたま市	18,339	18,668	+329	+1.8%
うち 千葉市	10,311	10,644	+333	+3.2%
うち 横浜市	43,305	45,555	+2,250	+5.2%
うち 川崎市	25,160	25,786	+626	+2.5%
うち 相模原市	6,268	6,394	+126	+2.0%
うち その他	200,207	202,193	+1,986	+1.0%

＜転出②＞	2017	2018	増減数	増減率
東京圏	361,510	355,403	-6,107	-1.7%
23区	121,775	119,315	-2,460	-2.0%
23区外	239,735	236,088	-3,647	-1.5%
うち さいたま市	13,629	13,496	-133	-1.0%
うち 千葉市	8,003	8,041	+38	+0.5%
うち 横浜市	35,238	35,054	-184	-0.5%
うち 川崎市	18,026	18,096	+70	+0.4%
うち 相模原市	5,554	5,383	-171	-3.1%
うち その他	159,285	156,018	-3,267	-2.1%

資料出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告」
(2017年・2018年/日本人移動者)

外国人人口の現状

(1) 直近の推移

(人)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2014年→2018年
総人口	128,438,013	128,226,483	128,066,211	127,907,086	127,707,259	△ 730,754
日本人口	126,434,634	126,163,576	125,891,742	125,583,658	125,209,603	△ 1,225,031
外国人人口	2,003,379	2,062,907	2,174,469	2,323,428	2,497,656	494,277

(2-1) 2018年の外国人人口の割合の高い上位10市区町村

	都道府県名	市区町村名	2014年		2018年		2018年の 外国人割合 (%)	2014年→2018年	
			総人口(人)	うち 外国人(人)	総人口(人)	うち 外国人(人)		増加数(人)	増加率(%)
1	北海道	占冠村	1,220	58	1,450	329	22.7%	271	467.2%
2	群馬県	大泉町	40,759	6,050	41,876	7,585	18.1%	1,535	25.4%
3	北海道	赤井川村	1,143	13	1,262	160	12.7%	147	1130.8%
4	東京都	新宿区	324,082	34,121	342,297	42,428	12.4%	8,307	24.3%
5	北海道	留寿都村	1,905	28	2,049	208	10.2%	180	642.9%
6	東京都	豊島区	271,643	19,533	287,111	29,010	10.1%	9,477	48.5%
7	北海道	倶知安町	15,816	676	16,432	1,570	9.6%	894	132.2%
8	東京都	荒川区	207,635	15,559	214,644	18,564	8.6%	3,005	19.3%
9	北海道	ニセコ町	4,857	153	5,203	431	8.3%	278	181.7%
10	岐阜県	美濃加茂市	55,240	4,010	56,703	4,659	8.2%	649	16.2%

(2-2) 2014年→2018年の増加数の多い上位10市区町村

	都道府県名	市区町村名	2014年		2018年		2018年の 外国人割合 (%)	2014年→2018年	
			総人口(人)	うち 外国人(人)	総人口(人)	うち 外国人(人)		増加数(人)	増加率(%)
1	神奈川県	横浜市	3,714,200	75,283	3,737,845	91,440	2.4%	16,157	21.5%
2	大阪府	大阪市	2,667,830	116,348	2,702,432	131,582	4.9%	15,234	13.1%
3	愛知県	名古屋市	2,254,891	64,372	2,288,240	78,556	3.4%	14,184	22.0%
4	埼玉県	川口市	583,989	22,958	600,050	33,279	5.5%	10,321	45.0%
5	東京都	江戸川区	676,116	23,496	695,366	33,457	4.8%	9,961	42.4%
6	東京都	豊島区	271,643	19,533	287,111	29,010	10.1%	9,477	48.5%
7	神奈川県	川崎市	1,433,765	29,342	1,488,031	38,811	2.6%	9,469	32.3%
8	東京都	新宿区	324,082	34,121	342,297	42,428	12.4%	8,307	24.3%
9	福岡県	福岡市	1,474,326	26,989	1,529,040	35,257	2.3%	8,268	30.6%
10	東京都	板橋区	540,040	16,714	561,713	24,719	4.4%	8,005	47.9%

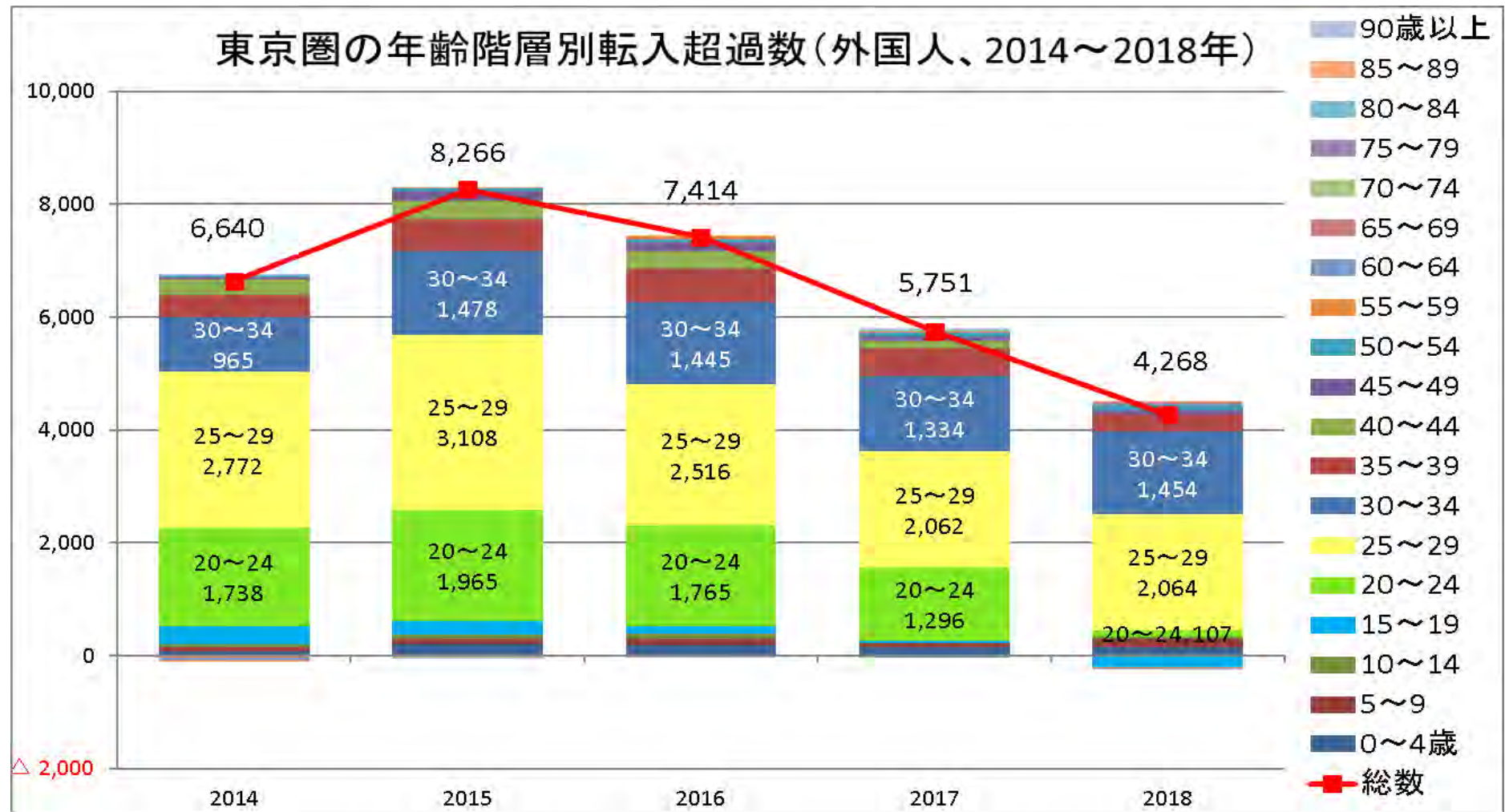
資料:総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」※人口は、各年1月1日現在

人口移動の状況（外国人移動者/東京圏）

○ 外国人について、地方圏から東京圏への人口移動の状況をみると、転入者数は増えているものの、転出者数も増えており、近年は転入超過数が減少傾向にある。



人口移動の状況（外国人移動者/東京圏/年齢別）

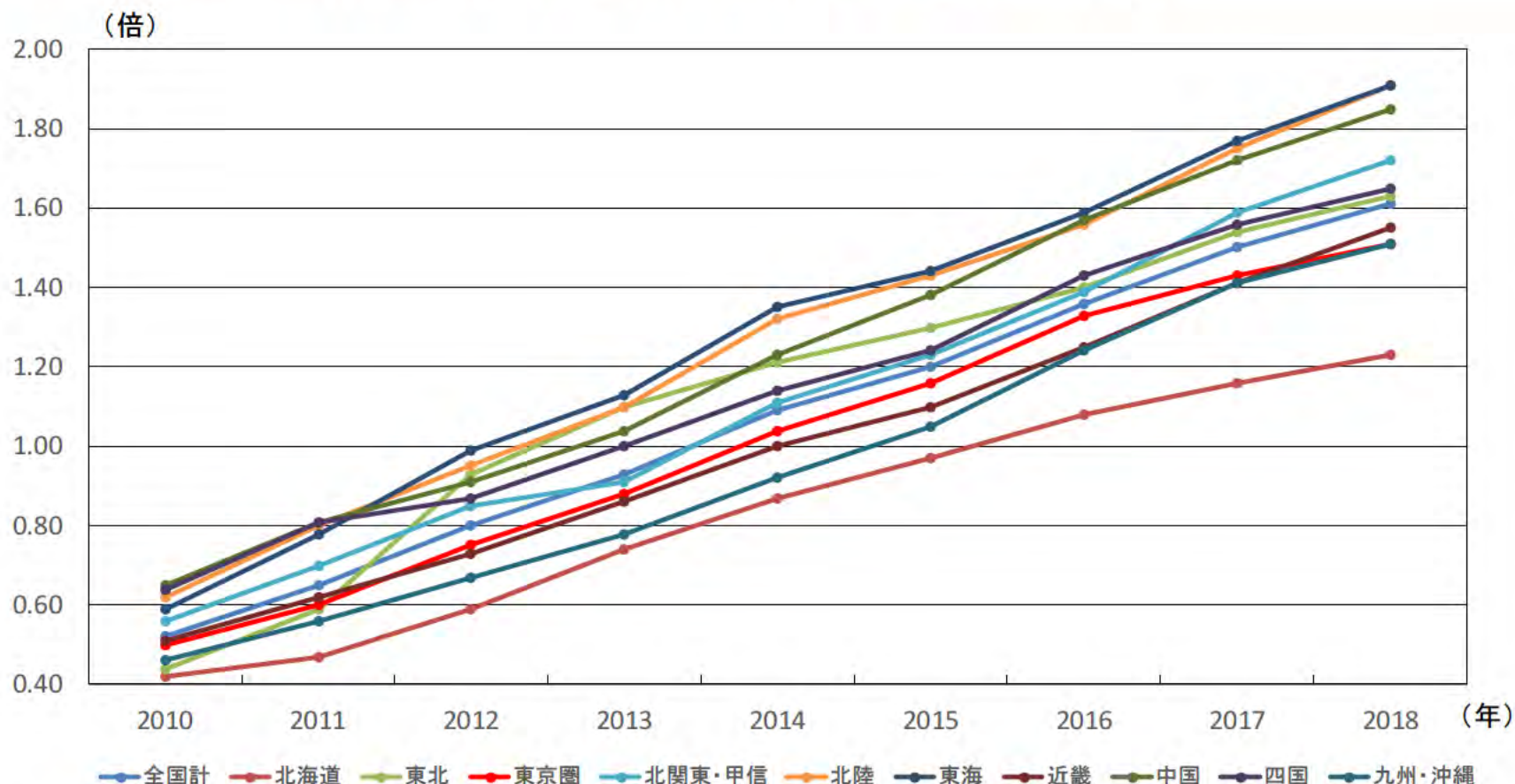


4. 基本目標 1

「地方にしごとをつくり、安心して働ける
ようにする、これを支える人を育て活かす」

地域別「有効求人倍率」

- 有効求人倍率については、全国的に、改善が見られる。
- 全国の有効求人倍率は、東京圏の有効求人倍率を上回っている。



出所：厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」

就業地別の求人数を用いた有効求人倍率(実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率)を使用。

北海道：北海道 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

北関東・甲信：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県 北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県 東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県 九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

有効求人数・有効求職者数

出典：厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」

- 全国的な人手不足を背景に、有効求人数は東京圏でも地方圏でも一貫して増加している一方、有効求職者数は東京圏でも地方圏でも一貫して減少している。
- 2017年⇒2018年の有効求人数は、東京圏よりも地方圏の方が増加率が高く、絶対数で見ても地方圏の方が増加数は多い。そもそも、有効求人数の増加幅は2016年や2017年の方が大きい。
- 2017年⇒2018年の有効求職者数は、東京圏と地方圏とで増加率（減少率）にそれほど大きな差は見られず、絶対数で見ると地方圏の方が減少の幅が大きい。2018年は2017年と比べると、東京圏の減少幅が大きくなる一方、地方圏の減少幅は小さくなっている。

<有効求人数>

	2014	2015	2016	2017	2018	2017⇒2018	
						増加数	増加率
全国	2,276,375	2,373,428	2,529,617	2,695,982	2,779,906	83,924	3.1%
東京圏	510,978	539,205	580,427	610,290	618,823	8,533	1.4%
地方圏	1,765,397	1,834,223	1,949,190	2,085,692	2,161,083	75,391	3.6%

<有効求職者数>

	2014	2015	2016	2017	2018	2017⇒2018	
						増加数	増加率
全国	2,092,574	1,979,477	1,865,558	1,792,673	1,724,517	-68,156	-3.8%
東京圏	489,457	464,594	437,153	425,858	410,567	-15,291	-3.6%
地方圏	1,603,117	1,514,883	1,428,405	1,366,815	1,313,950	-52,865	-3.9%

※東京圏は各都県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）別の就業地別の値を集計。

※地方圏は全国から東京圏の値を差し引いて算出。

※パートを含む。

若者（15～34歳）の就業者数

出典：厚生労働省「労働力調査（基本集計）」

- 東京圏では、2016年以降、若者の人口の増加数を上回る就業者数の増加がみられる。
○地方圏では、若者の人口は減少しているにもかかわらず、2015年⇒2016年、2017年⇒2018年の就業者数は増加。

		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
全国	総人口（万人）	2,733	2,684	2,643	2,609	2,587	2,567	2,545
	就業者（万人）	1,664	1,655	1,644	1,624	1,644	1,643	1,682
	就業者割合	60.9%	61.7%	62.2%	62.2%	63.5%	64.0%	66.1%
東京圏	総人口（万人）	828	815	806	800	798	804	806
	就業者（万人）	517	515	518	514	526	533	553
	就業者割合	62.4%	63.2%	64.3%	64.3%	65.9%	66.3%	68.6%
地方圏	総人口（万人）	1,905	1,869	1,838	1,810	1,789	1,761	1,740
	就業者（万人）	1,147	1,139	1,129	1,110	1,118	1,109	1,129
	就業者割合	60.2%	60.9%	61.4%	61.3%	62.5%	63.0%	64.9%

・就業者：従業者と休業者を合わせたもの。就業者は、「自営業主」、「家族従業者」、「雇用者」に分かれる。

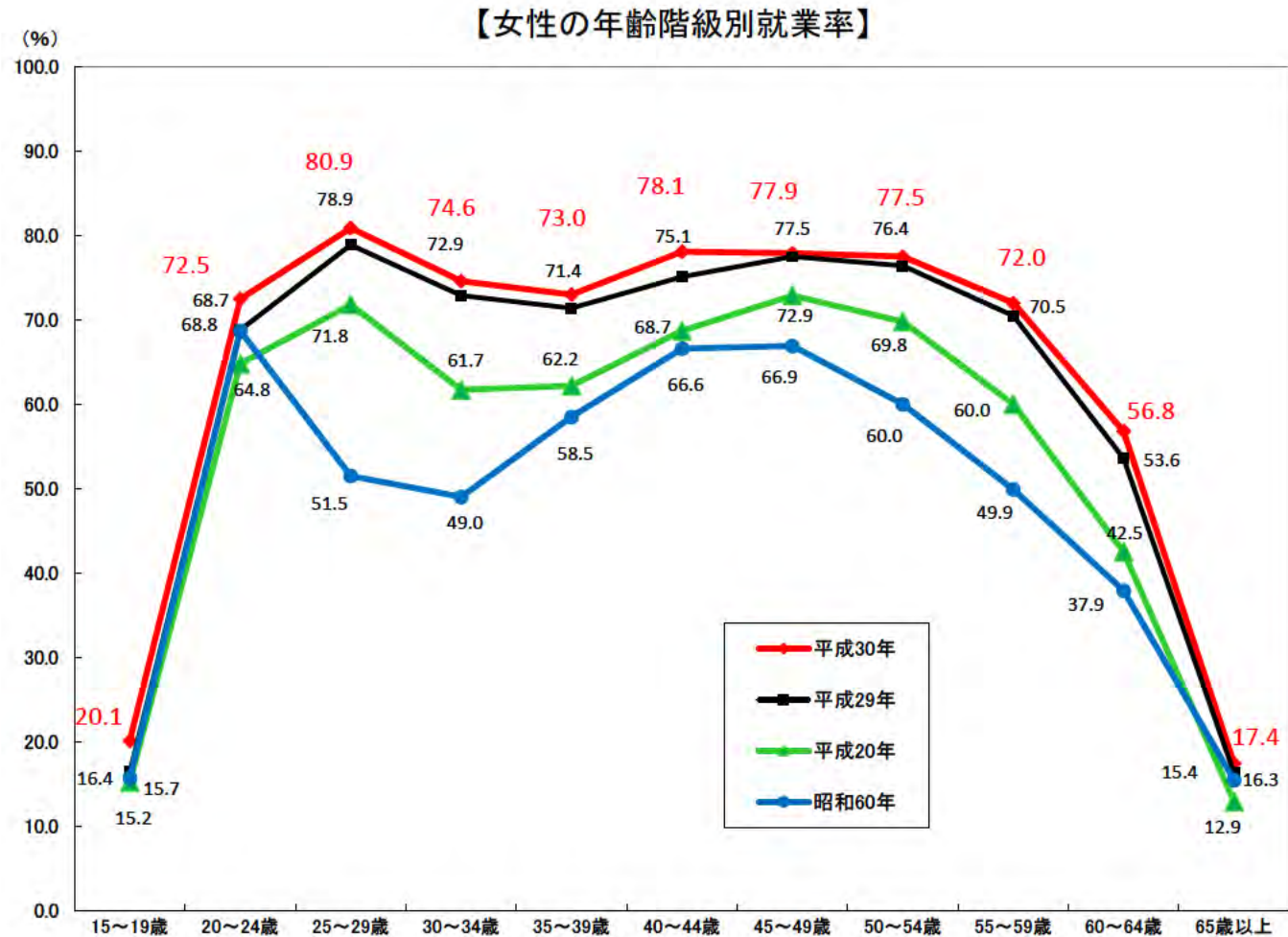
※地域別集計の南関東〔一都三県〕を「東京圏」、南関東以外の各地方を足しあげた値を「地方圏」として記載。

四捨五入の関係で「東京圏」と「地方圏」の合計は全国と一致しないことがある。

※15-24歳、25-34歳の値を集計。

女性の年齢階級別就業率

○ 女性の年齢階級別就業率は、大きく上昇してきているものの、未だ「M字」カーブが存在。



資料出所：総務省「平成30年労働力調査」

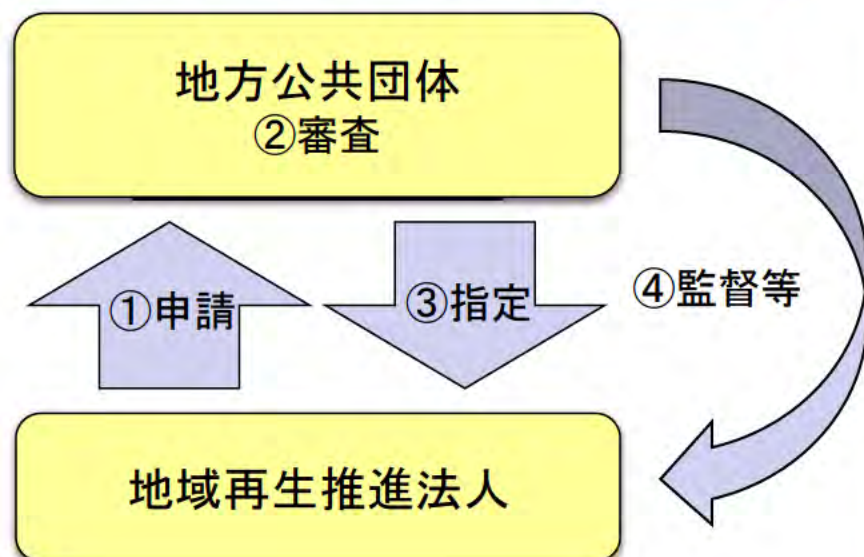
地域再生推進法人の概要

- 地域再生を推進するにあたっては、地方公共団体のみならず、より地域住民に近い立場でのコーディネーター役として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要。
- このため、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として、NPO法人等の非営利法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社を地域再生推進法人として指定することができる制度を創設。 ※指定数：20機関（平成31年3月末時点の内閣府調査での地方公共団体からの報告数）

地域再生推進法人の指定の主なメリット

- 地域再生事業の担い手として、公的位置付けが付与される。
- 地方公共団体に対して地域再生協議会を組織するよう要請することができる。
- 地域再生計画に記載された事業に活用する土地の取得を行う際、公有地の拡大の推進に関する法律の規定による届出義務が免除される。

地域再生推進法人の指定フロー



地域再生推進法人の業務

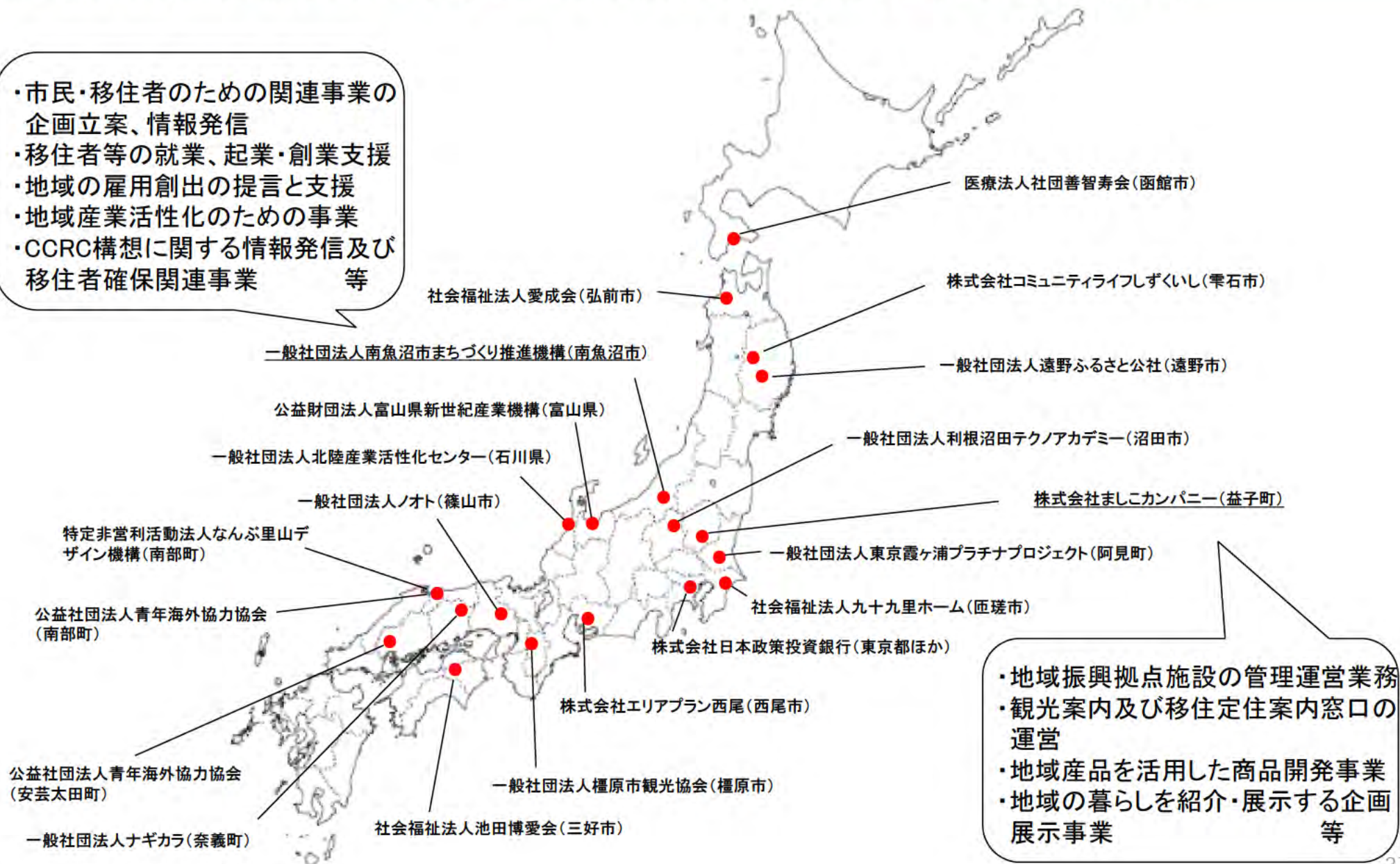
以下のいずれかの業務を行う。

- 地域再生事業推進業務
地域再生事業の実施又は当該事業への参加
- 情報提供等業務
地域再生事業者への情報提供、相談その他の援助
- 調査研究業務
地域再生の推進に関する調査研究
- 土地等取得業務
地域再生事業推進業務に要する土地の取得、管理及び譲渡
※その他、生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案 等

地域再生推進法人の一覧（20法人）と業務内容の例

※指定数：20法人（平成31年3月末時点の内閣府調査において、平成30年3月末時点の指定状況として地方公共団体からの報告があったもの）

- ・市民・移住者のための関連事業の企画立案、情報発信
- ・移住者等の就業、起業・創業支援
- ・地域の雇用創出の提言と支援
- ・地域産業活性化のための事業
- ・CCRC構想に関する情報発信及び移住者確保関連事業等

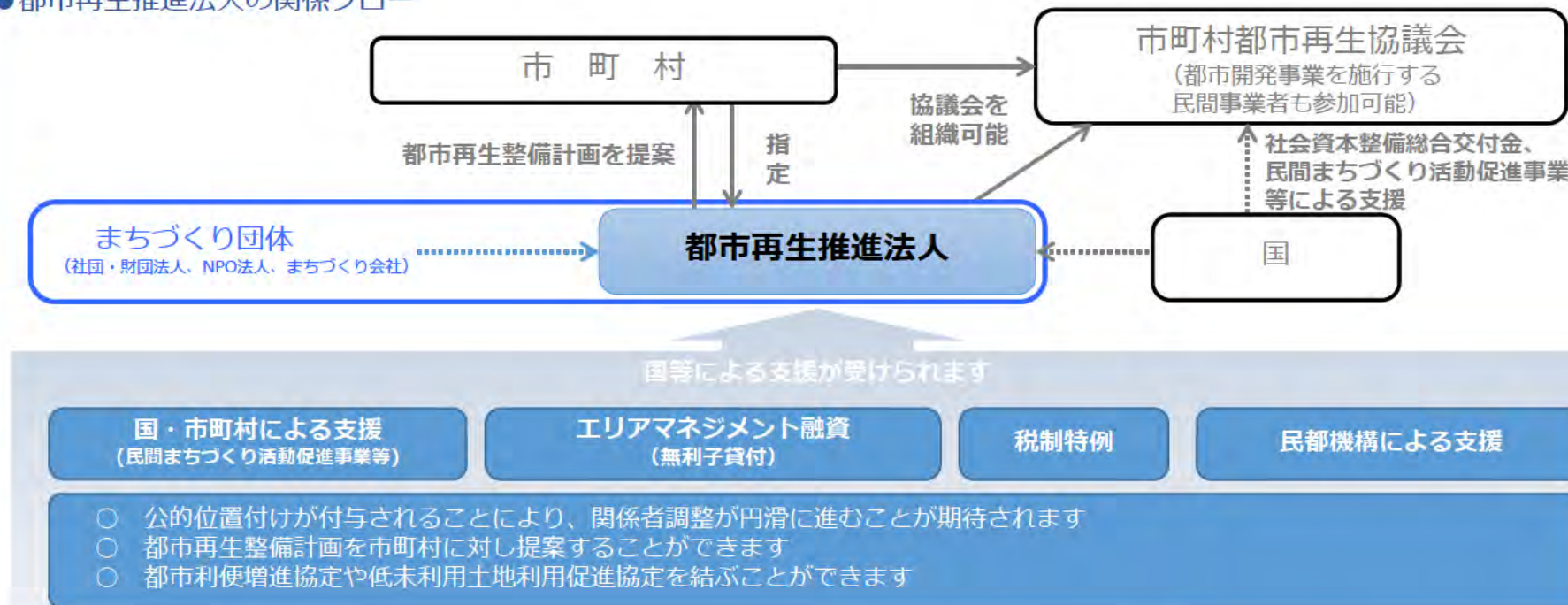


- ・地域振興拠点施設の管理運営業務
- ・観光案内及び移住定住案内窓口の運営
- ・地域産品を活用した商品開発事業
- ・地域の暮らしを紹介・展示する企画展示事業等

○都市再生推進法人とは

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものです。市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体を指定できます。

●都市再生推進法人の関係フロー



●都市再生推進法人になれる法人

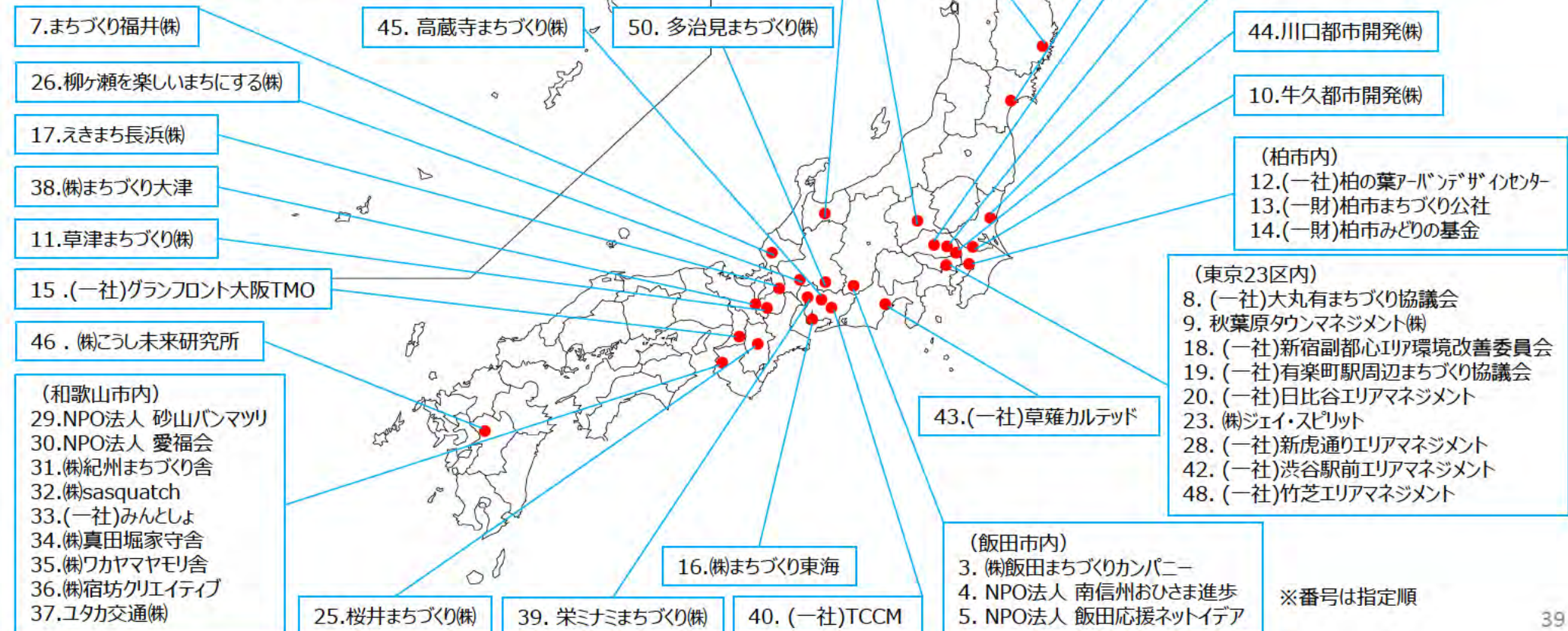
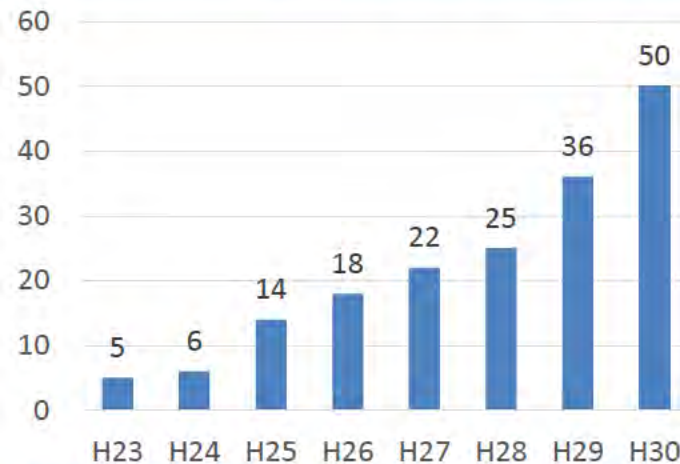
- ・まちづくり会社
- ・NPO法人
- ・一般社団法人（公益社団法人を含む）
- ・一般財団法人（公益財団法人を含む）

●都市再生推進法人の主な業務

- ・まちなかの賑わいや交流創出のための施設整備や管理運営
- ・都市開発事業の実施やその支援
- ・まちづくりに関する専門家派遣、情報提供等

都市再生推進法人の指定状況（全50団体・平成30年12月末時点）

国土交通省資料



※番号は指定順

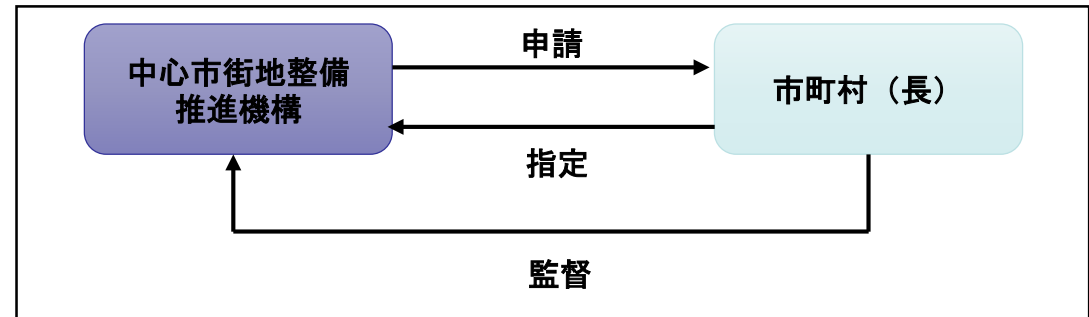
中心市街地整備推進機構の概要

中心市街地整備推進機構とは

○「中心市街地の活性化に関する法律」により、公益法人やまちづくりをその目的とするNPO法人等であって、中心市街地の整備改善に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、市町村長が指定

対象法人及び指定フロー

- 営利を目的としない法人
- ・一般・公益社団法人
 - ・一般・公益財団法人
 - ・NPO法人



業務内容

- 中心市街地の整備改善に関する事業を行う者への情報の提供・相談・その他援助
- 認定基本計画の内容に即して行われる中心市街地の整備改善に資する施設 整備事業の実施、当該事業への参加
- 中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地の取得・管理・譲渡
- 中心市街地公共空地等の設置及び管理
- 中心市街地の整備改善に関する調査研究
- その他中心市街地の整備改善のための必要な業務

中心市街地整備推進機構の概要

中心市街地整備推進機構への支援措置

- 一定の中心市街地整備推進機構が行う土地の取得について、地方公共団体が当該機構に対して貸付けを行う場合における都市開発資金貸付金の貸付け
- 地権者が一定の中心市街地整備推進機構(公益法人に限る)に公益施設の用に供する土地等を譲渡した場合における税制の特例措置(軽減税率、1500万円特別控除)

指定状況

- 40法人(令和元年8月1日現在)

取組事例

○NPO法人 宇都宮まちづくり推進機構(栃木県宇都宮市 H21.9指定)

- ・LRT導入促進事業
- ・まちづくりに関する調査研究事業
- ・オープンカフェ事業の企画立案・社会実験の実施
- ・釜川美化活動(花植え及び管理・清掃活動等による親水空間整備)
- ・イルミネーション事業(冬季の夜間景観の創出)

○一般財団法人 八王子まちづくり公社(東京都八王子市 H28.12指定)

- ・中心市街地ハード整備支援事業(民間によるハード整備事業に関する相談窓口を設置し、情報提供等の支援を実施)
- (その他任意の独自事業として下記を実施)
 - ・中町民間駐車場及び周辺遊休地利活用事業(商業施設や憩いのスペース等の集客施設等の整備)
 - ・ファミリー向け賃貸住宅や八王子駅南口周辺自転車等駐車場の管理運営を実施

5. 基本目標 2

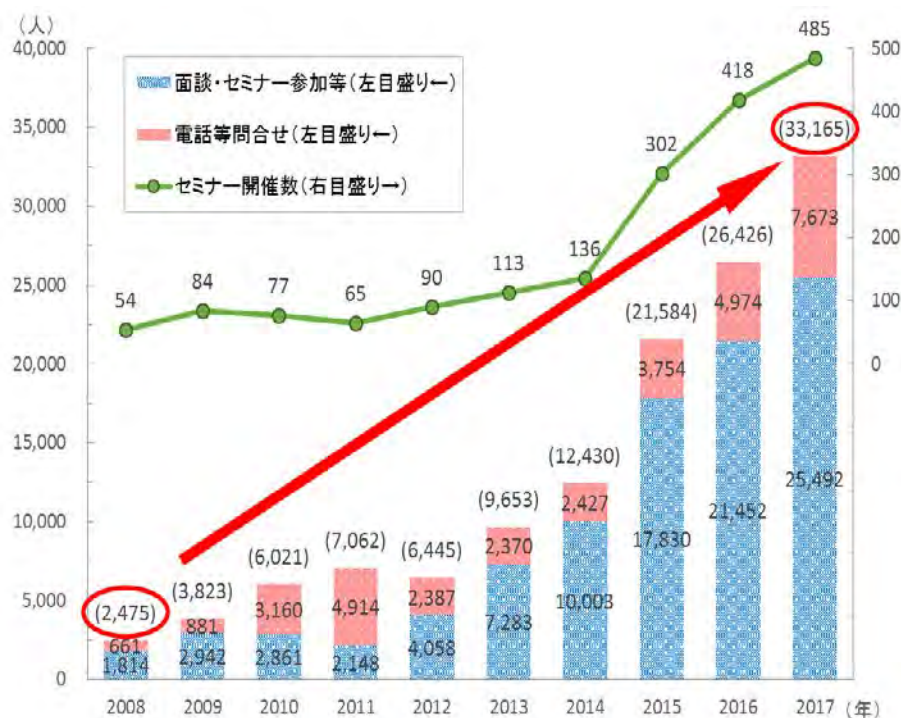
「地方への新しいひとの流れをつくる」

地方移住への関心の高まり

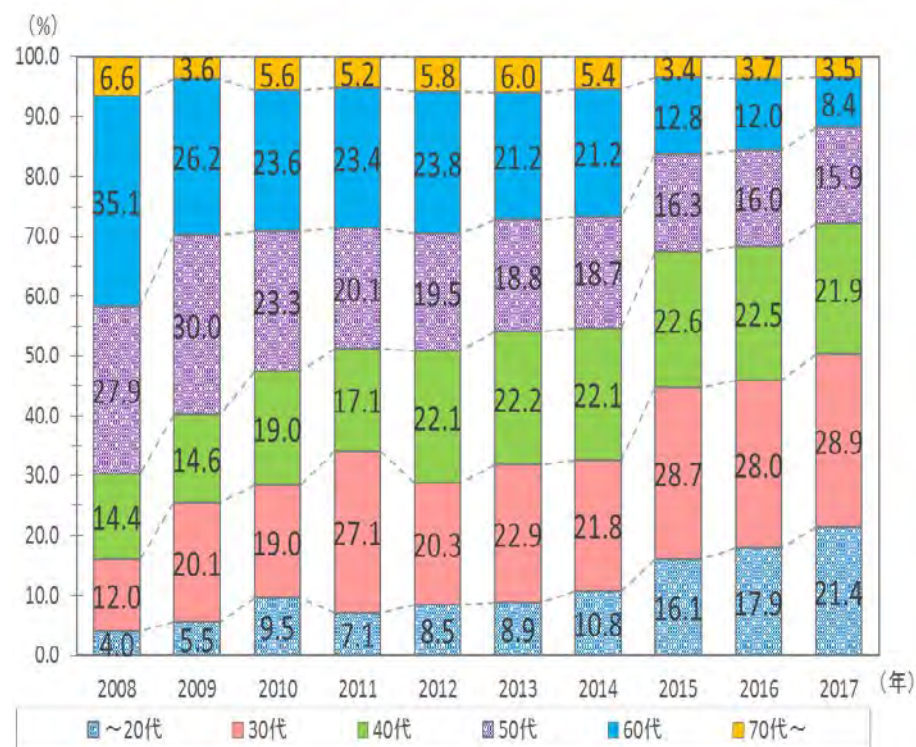
- ふるさと回帰支援センター（※）の来訪者・問い合わせ件数は、10年間で約10倍に増加しており、地方移住への関心は高まっている。特に、30代までの若い世代の割合が増加している。

（※）地方移住を支援する相談窓口「特定非営利活動法人100 万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター」

ふるさと回帰支援センター来訪者・問合せの推移



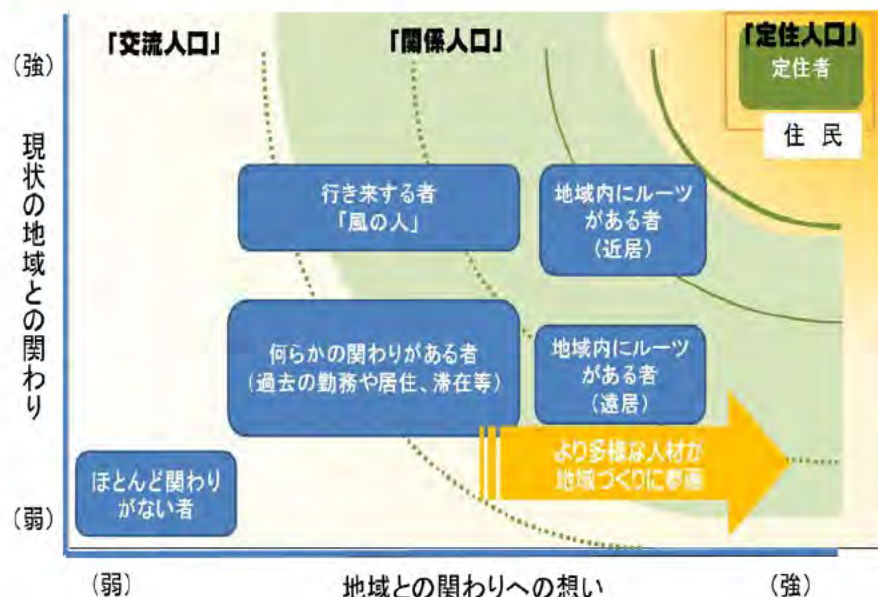
ふるさと回帰支援センター利用者の年代の推移



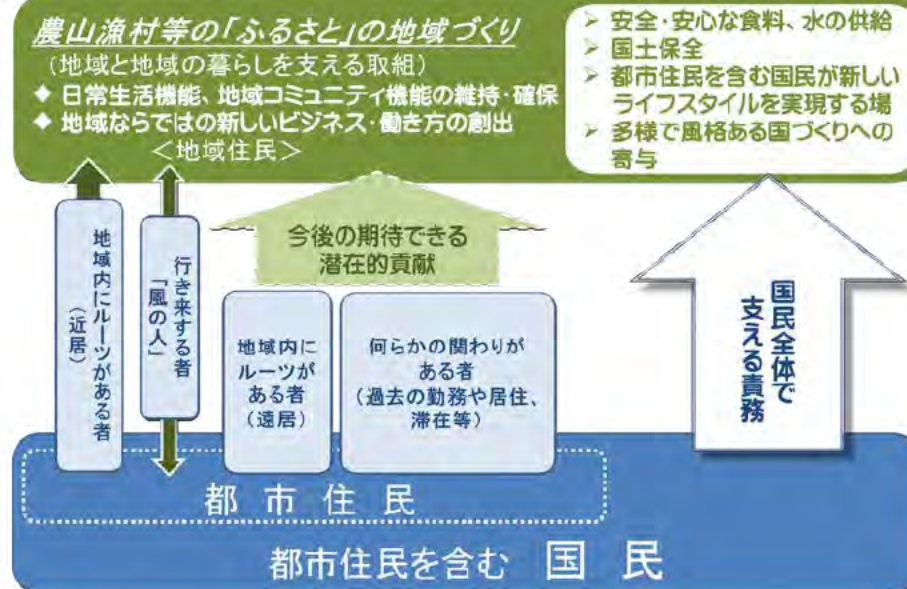
「関係人口」とは

- 「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。

「関係人口」のイメージ



「関係人口」に期待される役割



6. 基本目標 3

「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を
かなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる」

地域評価指標の参考例：静岡県ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤

- 子育てのサポート体制、働き方、住環境等の地域ごとの課題を明確化。
- これに対応した地域ごとの取組を展開する「地域アプローチ」による少子化対策を推進。

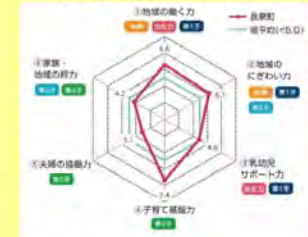
30本の指標を3段階で分析し、合計特殊出生率との関係性を探り出す

＜市町の取組＞

(例1) 長泉町
ベビーステーション事業

- 合計特殊出生率 1.82
- 地域力区分 ⑥家族・地域の絆力(4.2)

長泉町のレーダーチャート



- 実施内容
コンビニなどに、おむつ交換台や授乳スペースなどを提供する施設を「ベビーステーション」として認定。
子育て世帯が安心して外出できる環境づくりを行い、町全体で子育て支援に対する機運を高め、地域の絆力の向上を図る。

(例2) 伊豆市
父親教室事業

- 合計特殊出生率 1.25
- 地域力区分 ⑤夫婦の協働力(6.2)

伊豆市のレーダーチャート



- 実施内容
子育て中の父親同士が一緒に料理を作り、母親や子どもと一緒に食べる父親教室のほか、夫婦協働による工作教室などの父親教室を実施。
父親の積極的な家事・育児への参画を促し、母親の負担軽減を図ることにより、出生数の向上を目指す。

社会経済的・施策指標 (30本)

1.昼夜間人口比 2.正規従業員数割合 3.課税対象所得
4.完全失業率 5.くるみん認定企業割合

6.駅までの平均所要時間 7.大規模小売店舗数 8.コンビニ店舗数
9.新設住宅着工戸数 10.公園面積 11.小学校平均児童数
12.身近にいる子ども数 13.分娩施設数

14.保健師数 15.地域子育て支援拠点利用回数
16.ふじさんっこ応援隊数 17.小児科等の病院・診療所数

18.市町児童福祉費（単独）歳出額 19.保育所等利用児童割合
20.放課後児童クラブ登録児童割合 21.放課後児童クラブ終了時刻18時超施設割合

22.通勤時間 23.女性労働力率 24.女性第3次産業従事者割合
25.離婚率

26.持ち家世帯率 27.住宅延べ面積 28.三世帯同居率
29.消防団員数割合 30.刑法犯認知件数割合

地域力

①地域の働く力

②地域のにぎわい力

③乳幼児サポート力

④子育て基盤力

⑤夫婦の協働力

⑥家族・地域の絆力

中間要因

結婚要因

夫婦の出生力要因

第1子要因

第2子要因

第3子以上要因

分析対象

合計特殊出生率

②主成分分析

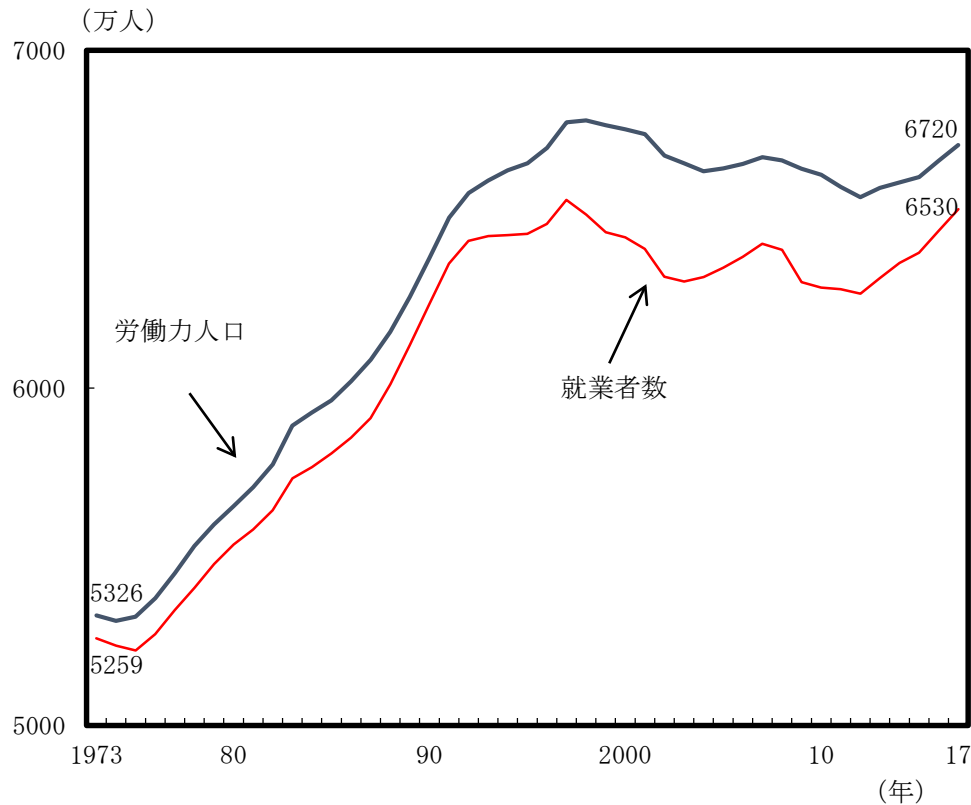
③重回帰分析

①要因分解

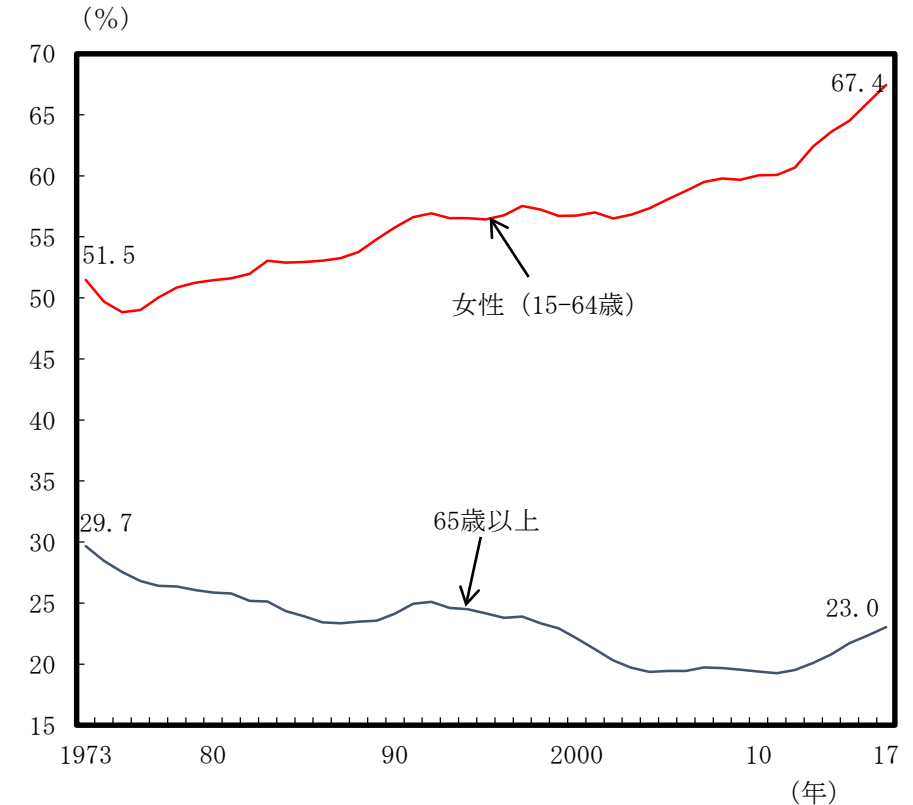
労働力人口・就業者数の推移

○ 労働力人口(就業者＋失業者)は2005年以降、概ね横ばいであり、2013年以降は人口が減少する中でむしろ増加している。全体的な人口減少を、女性や高齢者の社会進出が補っている状態。

労働力人口・就業者数の推移



就業率の推移

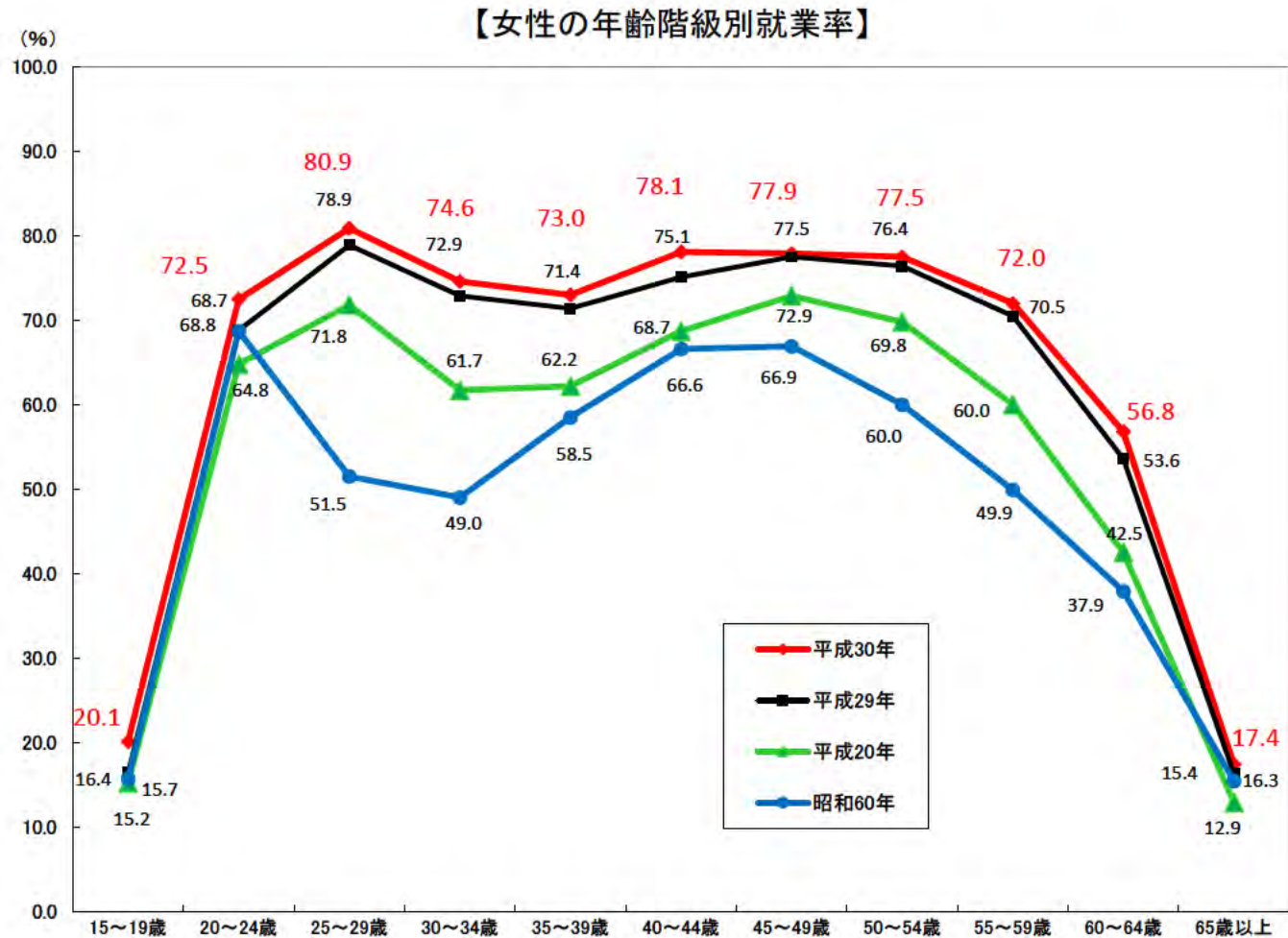


(備考) 総務省「労働力調査」により作成。

(出典) 厚生労働省雇用政策研究会第1回資料(平成30年4月23日)

女性の年齢階級別就業率【再掲】

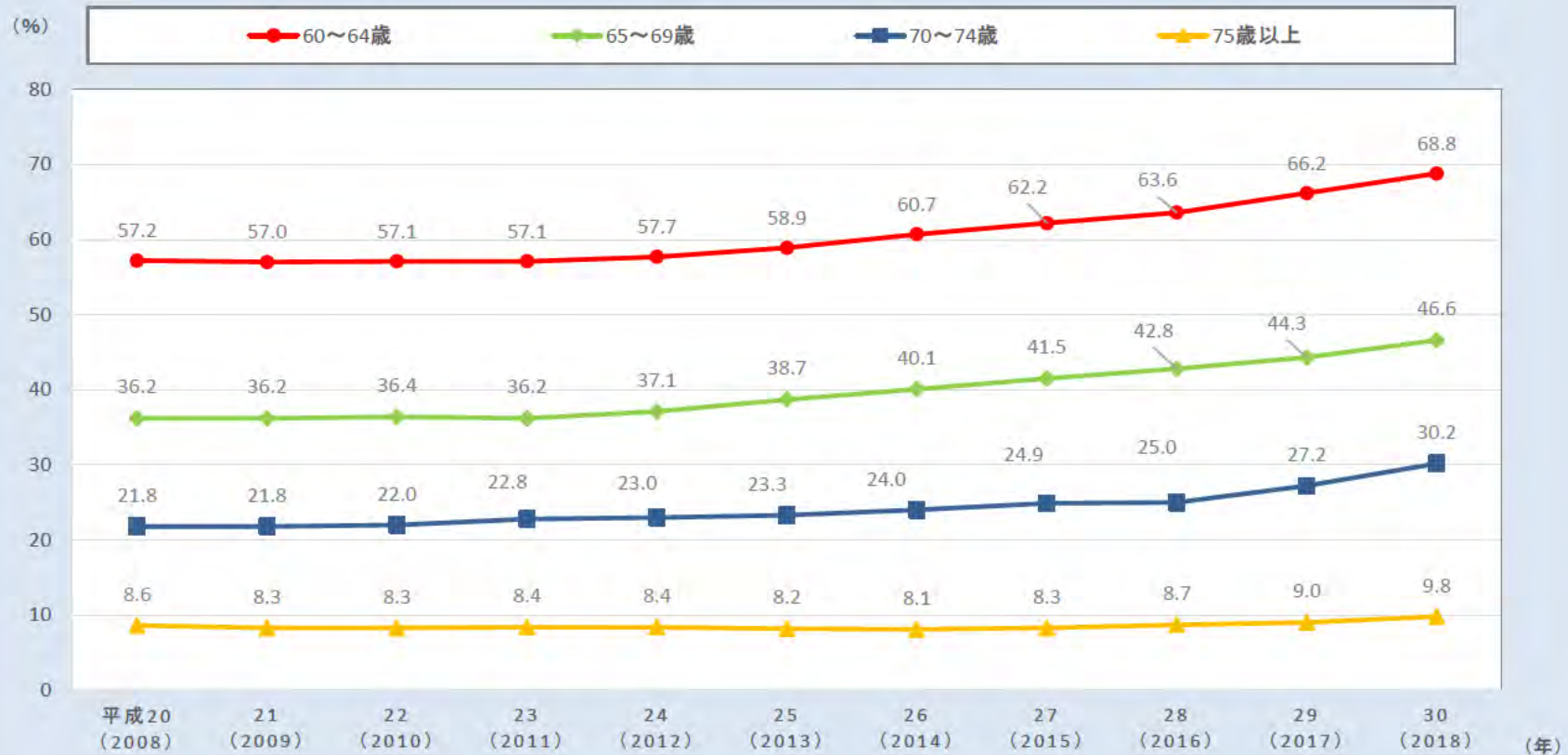
○ 女性の年齢階級別就業率は、大きく上昇してきているものの、未だ「M字」カーブが存在。



資料出所：総務省「平成30年労働力調査」

高齢者の就業率の推移

- 60～64歳層で、雇用確保措置の導入が義務付けられた改正高齢法施行(2006年4月1日)後、就業率が上昇。
- 65～69歳層は、近年は上昇傾向にある。



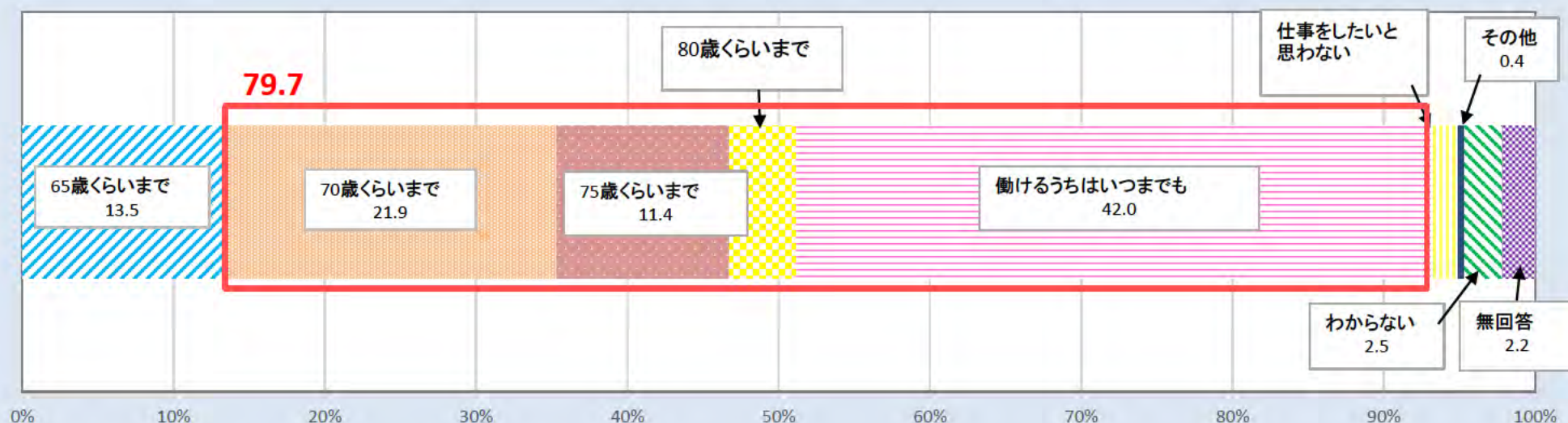
資料:総務省「労働力調査」

(注1)「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。

(注2)平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

高齢者の就労希望年齢

- 現在仕事をしている60歳以上の者の約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答している。
- 70歳くらいまでもしくはそれ以上との回答と合計すれば、約8割が高齢期にも高い就業意欲を持っている様子がうかがえる。

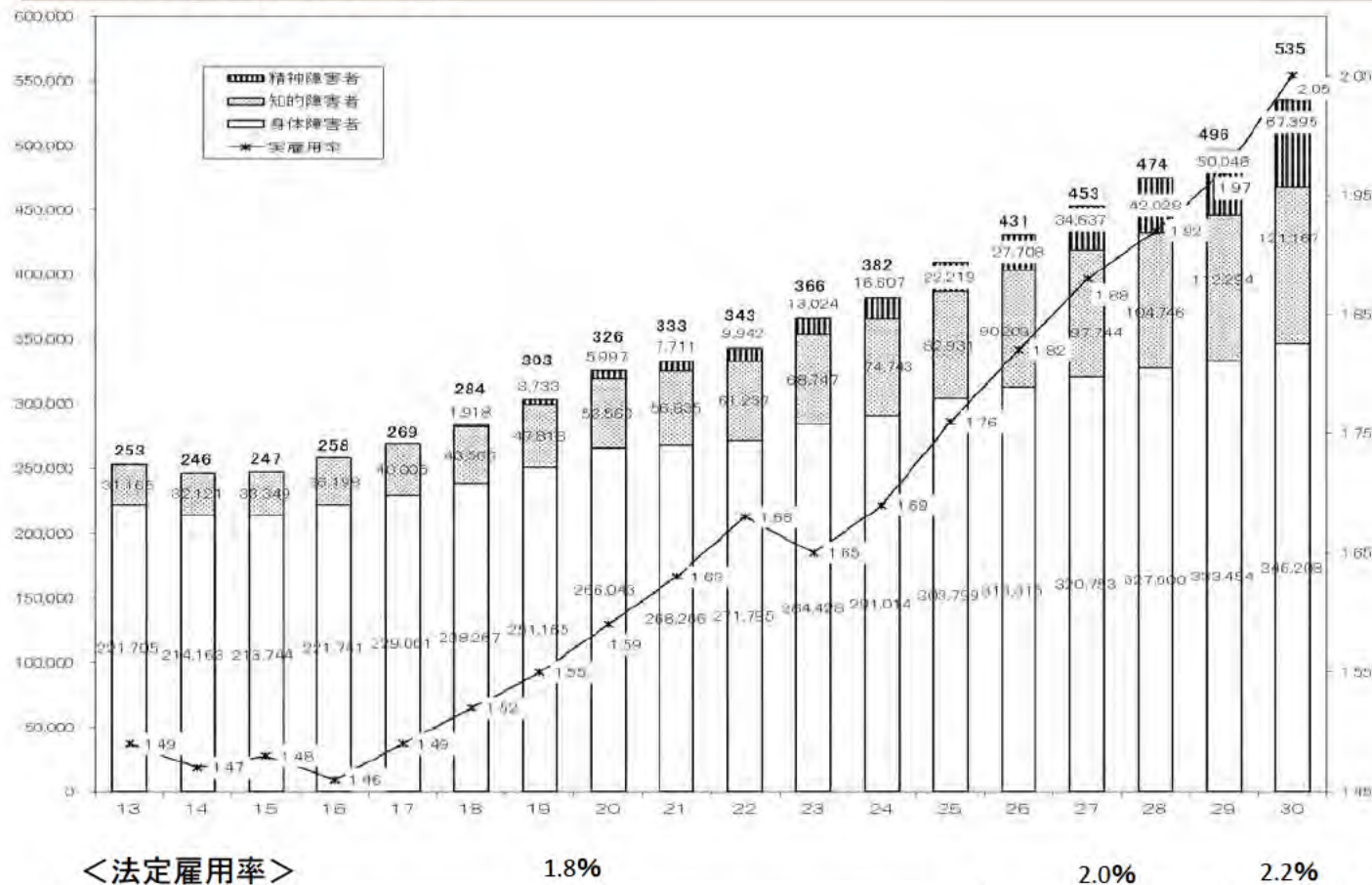


資料：内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」(平成26年)

(注)調査対象は、全国の60歳以上の男女。現在仕事をしている者のみの再集計。

障害者の実雇用率の推移

- 民間企業(45.5人以上規模の企業)における雇用障害者数、実雇用率は、ともに過去最高を更新。
 - ・雇用障害者数:53万4769.5人(平成30年6月1日時点)
 - ・実雇用率:2.05%(同上)
- 法定雇用率は、平成30年4月以降は2.2%となっており、その後3年を経過する前に2.3%に引き上げられることとなっている。



注1:雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年は45.5人以上規模の企業)についての集計である。

注2:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年まで
 - 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 - 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年以降平成22年まで
 - 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 - 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
 - 精神障害者
 - 精神障害者である短時間労働者
 - (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 平成23年以降
 - 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 - 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
 - 精神障害者
 - 身体障害者である短時間労働者
 - (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 - 知的障害者である短時間労働者
 - (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 - 精神障害者である短時間労働者(※)
 - (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

7. 基本目標 4

「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」

コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度

国土交通省資料

- 平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながらか、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成**を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援**。

立地適正化計画（市町村が作成）

【改正都市再生特別措置法】（平成26年8月1日施行）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ
- 誘導したい機能の区域内での休廃止について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

多極ネットワーク型コンパクトシティ



地域公共交通網形成計画

（地方公共団体が中心となって作成）

【改正地域公共交通活性化再生法】

（平成26年11月20日施行）

- ◆まちづくりとの連携
- ◆地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成

デマンド型乗合タクシー等の導入

コミュニティバス等によるフィーダー（支線）輸送

地域公共交通再編実施計画

（地方公共団体が事業者等の同意の下作成）

○事業の具体的内容

- ・運行主体
- ・運行ダイヤ
- ・ルート
- ・運賃
- 等

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

→加えて、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業への出資等の制度を創設するため、平成27年8月に地域公共交通活性化再生法等を改正

立地適正化計画

地域公共交通
網形成計画

連携

好循環を実現

立地適正化計画の作成状況

○468都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(平成31年3月31日時点)

※令和元年5月1日までに作成・公表の都市（オレンジマーカー）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	埼玉県	石川県	福井県	新潟県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	和歌山県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	熊本県	大分県	長崎県
札幌市 函館市 旭川市 室蘭市 釧路市 美瑛市 上川市 名寄市 北広島市 石狩市 当別町 福島町 八雲町 長万部町 江差町 古平町 鷹栖町 東神楽町 芽室町 足寄町	青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 むつ市 七戸町 階上町	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 陸前高田市 二戸市 八幡平市	仙台市 栗原市 大崎市 柴田町 土佐市 名寄市 秋田市 横手市 大館市 湯沢市 大仙市 山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 南陽市 中山町	秋田市 横手市 大館市 湯沢市 大仙市 秋田市 横手市 大館市 湯沢市 大仙市 秋田市 横手市 大館市 湯沢市 大仙市	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 南陽市 中山町	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 二本松市 田村市 国見町 猪苗代町 矢吹町 新地町	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 龍ヶ崎 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 守谷市 常陸大宮市 坂東市 かすみぐら市 つくばみらい市 小美玉市 大洗町 城里町 東海村 阿見町 境町	茂木町 芳賀町 前橋市 高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 館林市 渋川市 藤岡市 吉岡町 明和町 邑楽町 さいたま市 川越市 熊谷市 秩父市 本庄市 東松山市 春日部市 深谷市 草加市 蕨市 戸田市 朝霞市 志木市 蓮田市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 毛呂山町 越生町 小川町 川島町 鳩山町 上里町 寄居町	群馬県 前橋市 高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 館林市 渋川市 藤岡市 吉岡町 明和町 邑楽町 さいたま市 川越市 熊谷市 秩父市 本庄市 東松山市 春日部市 深谷市 草加市 蕨市 戸田市 朝霞市 志木市 蓮田市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 毛呂山町 越生町 小川町 川島町 鳩山町 上里町 寄居町	千葉県 船橋市 木更津市 松戸市 成田市 佐倉市 柏市 市原市 流山市 酒々井町 栄町 八王子市 府中市 日野市 福生市 狛江市 相模原市 横須賀市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 松田町 新潟市 長岡市 三条市 新発田市 小千谷市 見附市 燕市 糸川市 妙高市	埼玉県 川越市 上野原市 長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 安曇野市 富士見町 白馬村 岐阜市 大垣市 多治見市 関市 中津川市 瑞浪市 美濃加茂市 各務原市 大野町 静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 松阪市	福井県 福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 越前町 美浜町 高浜町 甲府市 山梨市	新潟県 新潟市 長岡市 三条市 新発田市 小千谷市 見附市 燕市 糸川市 妙高市	山梨県 甲府市 山梨市	長野県 上野原市 長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 安曇野市 富士見町 白馬村 岐阜市 大垣市 多治見市 関市 中津川市 瑞浪市 美濃加茂市 各務原市 大野町 静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 松阪市	岐阜県 岐阜市 大垣市 多治見市 関市 中津川市 瑞浪市 美濃加茂市 各務原市 大野町 静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 松阪市	静岡県 静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 松阪市	三重県 津市 四日市市 伊勢市 松阪市	滋賀県 大津市 彦根市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 東近江市 名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 春日井市 豊川市 刈谷市 豊田市 安城市 蒲郡市 江南市 小牧市 東海市 知多市 知立市 尾張旭市 豊明市 田原市 弥富市 東郷町	京都府 京都市 舞鶴市 亀岡市 長岡京市 八幡市 京田辺市 南丹市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 河内長野市 大東市 和泉市 箕面市 門真市 高石市	大阪府 大阪市 堺市 天王寺市 東大阪市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 河内長野市 大東市 和泉市 箕面市 門真市 高石市	和歌山県 和歌山市 海南市 有田市 新宮市 湯浅町	徳島県 徳島市 小松島市 阿南市	香川県 高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市	愛媛県 松山市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市 大洲市 伊予市 四国中央市 西予市 高知市 南国市 土佐市 須崎市 四万十市 北九州市 大牟田市 久留米市 直方市 飯塚市 田川市 八女市 筑後市 行橋市 小郡市 宗像市 太宰府市 朝倉市 那珂川市 遠賀町	高知県 高知市 南国市 土佐市 須崎市 四万十市 北九州市 大牟田市 久留米市 直方市 飯塚市 田川市 八女市 筑後市 行橋市 小郡市 宗像市 太宰府市 朝倉市 那珂川市 遠賀町	福岡県 福岡市 北九州市 大牟田市 久留米市 直方市 飯塚市 田川市 八女市 筑後市 行橋市 小郡市 宗像市 太宰府市 朝倉市 那珂川市 遠賀町	佐賀県 鹿島市 小城市 糟谷市 基山町	熊本県 熊本市 荒尾市 玉名市 菊池市 合志市 益城町	大分県 大分市 別府市 竹田市 豊後高田市 杵築市 豊後大野市 玖珠町	長崎県 長崎市 佐世保市 大村市 時津町		

合計468市町村

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～

1. 都市経済・社会をめぐる「10の潮流」

(1) 生産年齢人口の減少

・生産年齢人口の減少・少子高齢化は全ての都市共通の課題

我が国の高齢化率：
26.6% (2015) → 35.3% (2040)

・人口減少は消費の縮小、生産年齢人口の減少は人手・雇用の不足や社会活力の低下を呼ぶおそれ

若年層（20～39歳）の増加率：
-16.5% (2015 → 2030)

・安定した経済成長・拡大を図るためには、生産性の向上が必須

日本の1人当たり名目GDP：
世界3位 (1994) → 26位 (2018)

・将来的な移住にもつながる関係人口の創出・拡大も重要に

(2) 知識集約型経済の拡大

・大企業をはじめ企業やベンチャーのあり方もオープンイノベーション、スタートアップとの連携・拡大、エコシステムの形成など変化

VC等によるベンチャー投資額：
5年で2.7倍 (2012 → 2017)

・第2次産業から第3次産業へと転換し、「クリエイティブ人材」も増加

日本における知識集約型産業の労働人口割合：
5% (1966) → 17% (2016)

・「モノ」消費から、体験・経験など「コト」消費指向に(インバウンドも)

娯楽サービスに支出した訪日外国人率：
21.5% (2012) → 40.9% (2018)

(3) 都市間競争の加速

・人材・企業は、局所的に集積(スリピーゼ化)し、都市化とグローバル化等での傾向は加速

世界における都市人口：
55% (2018) → 68% (2050)
(※メガ33都市に1/8が居住)

・オープンイノベーションの推進、エコシステムの形成が重要に

・都市間競争は加速し、人材、スタートアップ環境や文化交流などのほか、居心地の良さ、かっこよさ、本物感など高いレベルの磁気が必要

世界の都市総合ランキング(2018)：
東京 第3位 (NY, ロンドン)
アジア諸都市の追い上げ

(4) 働き手・働き方の多様化

・女性や高齢者等の就業が拡大
女性、高齢者就業率：50%、44% (2017)

・働き方改革やWLB重視傾向から、テレワーク、フリーランス等働き方が多様化、ワーク・ライフ・バランスにもシェアオフィスやワーキングスペースなど変化

ワーキングスペース：
新規床面積約8倍 (2013 → 2018)

フリーランスの経済規模：14兆円 (2015) → 20.1兆円 (2018)

・ライフスタイルの多様化、ユニバーサルデザインなどまちに求められる機能も変化

共働き世帯 (2017)：1千万世帯に

(5) ソーシャルキャピタルの低下

・世帯数が減少し、単身世帯や高齢者世帯が増加

単身世帯、高齢者世帯の割合：4割超へ (2040)

・町会・自治会等の加入率は減少傾向、新たなつながりが必要

東京都の自治会参加率：
61% (2003) → 54% (2013)

・日本は社会的つながり(ソーシャル・キャピタル)が弱いとの指摘

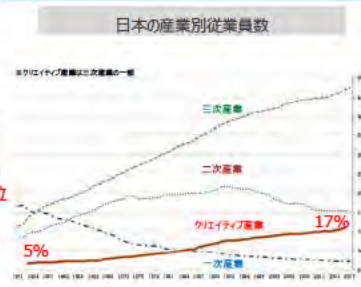
日本のソーシャル・キャピタル：
149か国中99位 (2018)

・個人の幸福、QOL、持続可能な社会 (SDGs) 等も重要

日本の社会的孤立：
OECD20か国中1位 (1999～2002)



(出典) IMF「世界の国々GDPランキング・推移」に基づき国土交通省都市局作成



(出典) QUOD提供データに基づき国土交通省都市局作成



(出典) 森記念財団「世界の都市総合ランキング2018」に基づき国土交通省都市局作成



(出典) 総務省「労働力調査」に基づき国土交通省都市局作成



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」に基づき国土交通省都市局作成

(6) 「多様性」と「新結合」

・イノベーションは異なる組合せによる「新結合」により生まれる

・均質な者同士での交流では組合せに限界。これまでと異なる多様な人材等の組合せが重要

(7) 「対面」と「偶然の出会い」

・IT等により、世界中のモノ、情報の入手が容易となり、まちの役割を侵食

・一方、対面でもしか得られない「アイディア」「暗黙知」「信頼関係」「偶然の出会い」などの価値の高まり

(8) 「共感」と「育成」

・未来が不確実な中、人々を行動に駆り立てるのは「共感」や「達成感」

・完成形を求めず、常により楽しみながら「育成」、「アップデート」していく漸進的なマネジメントが有効

(9) 「居心地」と「つながり」

・個々人の身体、精神のみならず、社会的にも満たされた状態こそが幸せと健康の鍵

・あらゆる人にとって居心地の良い場、サードプレイス、ゆるやかなつながりが重要

(10) 「新技術」と「新制度」

・新技術を社会課題解決に活用し、ハピネスの実現に寄与するSociety 5.0を実現する時代

・脱均質、個性や予測不能なチャレンジを後押しできる制度が必要

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の

再生 ～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～

国土交通省資料

2. 今後のまちづくりの方向性と「10の構成要素」

- 今後のまちづくりにおいては、コンパクト・プラス・ネットワーク等の都市再生の取組をさらに進化させ、官民のパブリック空間をウォカブルな人中心の空間へ転換し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成する必要。
- これにより、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市の構築を図るべき。

※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進
※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能



「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生 ～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～

国土交通省資料

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」形成のイメージ例

※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進
※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能



居心地が良く歩きたくなるまちなか

Walkable

歩きたくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

Eye level

まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

Diversity

多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

Open

開かれた空間が心地良い

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

【イメージ例】

1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、アクティビティを可視化
民間敷地の一部を広場化（宮崎県日南市）



2つの開発の調整により
一体整備された神社と森（東京都中央区）



都市構造の改変等

- 都市構造の改変（通過交通をまちなか外へ誘導するための外周街路整備等）
- 都市機能や居住機能の戦略的誘導と地域公共交通ネットワークの形成
- 拠点と周辺エリアの有機的連携
- データ基盤の整備（人流・交通流、都市活動等に係るデータプラットフォームの構築等）等



駅前のトランジットモール化と広場創出（兵庫県姫路市）



道路を占用了した夜間オープンカフェ（福岡県北九州市）



公園を芝生や民間カフェ設置で再生（東京都豊島区）

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生 ～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～

国土交通省資料

3. 「まちなかウォーカブル推進プログラム（仮称）」～国による「10の施策」～

●市町村や民間事業者等による取組を国が支援

空間の形成等を支援

（1）人中心のまちなかへの修復・改変（リノベーション）

- ① まちなか修復・改変事業の一括的推進
- ② 居心地の良さに着目した公共空間のデザインの工夫
- ③ 街路空間を人々が滞在・交流できる場に転換
- ④ 「かわ」と「まち」が融合した良好な空間形成
- ⑤ 低層部の充実に向けた地区計画やデザインガイドラインの活用促進
- ⑥ 民間パブリック空間の更新事業を促進する方策の検討
- ⑦ 昼も夜も歩きたくなる夜間景観の創出
- ⑧ 何か所も立ち寄りやすい公共交通の推進 等

（3）オープンイノベーション、イノベーション・エコシステムの形成

- ① オープンイノベーション、イノベーション・エコシステム形成の推進
- ② 都市・産業が連携したビジネス環境の整備の推進
- ③ 小さなチャレンジ型まちづくり活動の推進
- ④ 生産性が高まるオフィス環境の整備促進
- ⑤ テレワークの推進 等

（5）官民プラットフォーム等の育成・充実

- ① ゆるやかな官民プラットフォームの形成・充実
- ② エリアマネジメント団体等都市再生推進法人の機能強化
- ③ 防災、環境・エネルギーへの取組強化
- ④ エリア・データプラットフォーム構築の推進
- ⑤ データ収集に必要な機器、設備等の設置促進
- ⑥ まちづくり人材の育成 等

仕組みの構築等を支援

（2）まちなか空間の多様な利活用の促進

- ① “ミクストユース空間”の拡大方策の検討
- ② 民間空地等の利活用促進
- ③ 公園緑地の利活用によるまちなか活性化方策の検討
- ④ 多様化する利活用を促進する包括許可等の推進
- ⑤ ワンストップ窓口の設置促進
- ⑥ 特例制度等の周知徹底 等

（4）オンリーワン都市再生の推進

- ① 国際競争力やエリア価値向上に資する都市再生事業の推進
- ② スマートシティの全国展開
- ③ 個性ある都市再生事業の推進方策の検討
- ④ 「昭和遺産（仮称）」の保全・活用
- ⑤ 鉄道沿線ごとの特徴を活かした魅力ある都市再生の推進 等

（6）多様な資金の循環の促進

- ① 多様な資産調達手法の活用促進
- ② 地産地消のまちづくり活動を支える仕組み
- ③ 公共空間の運営等に係る金融支援の検討
- ④ 公共公益施設の再編等を通じたまちづくりに対する金融支援の推進 等

●上記のほか、国自ら以下の取組を継続して展開し、官民の多様な主体による取組を更に推進

連携

（7）全国ネットワークの形成

- ① 全国的中間支援団体と国土交通省等との協力深化 ② まちづくり関係者と国土交通省との政策対話の開始 ③ URの知見・能力の活用 等

検討の深化

（8）老朽化・陳腐化した市街地再生の検討

- ① スタートアップのオフィスや住居としての活用推進
- ② リノベーションや小規模な建替え、コンテンツの創出等も含めた市街地整備の推進
- ③ 事業完了前の暫定利用による都市の価値の維持・事業採算の改善等
- ④ 事業完了後のエリアマネジメントまで見据えた取組の推進
- ⑤ 広域的な公共貢献の評価等による拠点的なエリアの都市環境の改善
- ⑥ 権利関係が複雑なオフィスビル等の建替えの円滑化 等

（9）芝生のチカラの活用

- ① まちなかの「芝生地造成・管理」に関する懇談会（仮称）の設置
- ② 市民緑地認定制度やSEGES（緑の認定制度）の活用促進
- ③ バイオフィリックデザインの導入の促進検討 等

（10）ウォーカブル・シティの形成

- ① ストリート・デザイン・ガイドラインの作成
- ② 日本版ウォーカビリティ・インデックス（仮称）の開発 等

公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口の割合について

国土交通省資料

公共交通の利便性の高いエリア

以下の圏域に含まれるエリアを指す。

- ・鉄道駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔20分以下の駅を中心とする半径1 km圏内
- ・路面電車・新交通システム駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔20分以下の駅・電停を中心とする半径500m圏内
- ・バス路線沿線圏：オフピーク時に、片道運行間隔15分以下のバス路線から沿線300m圏内

指標数値の計算方法

全国PT調査の実施都市のうち、10万人以上かつ町丁別住民基本台帳人口が入手可能である都市を抽出し、各都市圏の指標値を算出

各都市圏から
都市を抽出

各都市圏
の値を推計

三大都市圏

・東京圏

(首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町村の区域)

・大阪圏

(近畿圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町村の区域)

・名古屋圏

(中部圏開発整備法による都市整備区域を含む市町村の区域)

地方中枢都市圏

・札幌、仙台、広島、福岡・北九州の地方中枢都市と社会的、経済的に一体性を有する地域

地方都市圏

・三大都市圏、地方中枢都市圏に属さない都市のうち、人口10万人以上の都市

地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針（国土交通大臣・総務大臣が策定）

- 地域公共交通の活性化及び再生の意義・目標
- 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項 等

地域公共交通網形成計画（地方公共団体が策定）

- 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 区域・目標・計画期間
- 実施事業・実施主体
- 計画の達成状況の評価 等

協議会を開催し策定
（地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成）



地域公共交通特定事業

（必要に応じて地域公共交通網形成計画に事業実施を記載できる）

軌道運送高度化事業
（LRTの整備）

（事業者）

道路運送高度化事業
（BRTの整備）

（事業者）

海上運送高度化事業
（海上運送サービス改善）

（事業者）

鉄道事業再構築事業
（鉄道の上下分離等）

（事業者）

地域公共交通再編事業
（公共交通ネットワークの再構築）

（事業者）

鉄道再生事業
（廃止届出がなされた鉄道の維持）

（事業者）

軌道運送高度化実施計画

（事業者）

道路運送高度化実施計画

（事業者）

海上運送高度化実施計画

（事業者）

鉄道事業再構築実施計画

（地方公共団体・事業者）

地域公共交通再編実施計画

（地方公共団体）

鉄道再生実施計画

（地方公共団体・事業者）

国土交通大臣に届出

＜定義＞（地域公共交通活性化再生法第2条第11号）

地域公共交通再編事業 **地域公共交通を再編するための事業**であって、**地方公共団体の支援を受けつつ**、特定旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業をいう。以下同じ。）に係る路線若しくは航路又は営業区域の編成の変更、他の種類の旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業等をいう。第二十七条の二第三項において同じ。）への転換、自家用有償旅客運送（同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送をいう。以下同じ。）による代替、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善、共通乗車船券（二以上の運送事業者（第二号イからハまで及びホに掲げる者をいう。以下この号において同じ。）が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であって、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。第二十七条の八第一項において同じ。）の発行その他の**国土交通省令で定めるものを行う事業**をいう。

第1号 特定旅客運送事業に係る路線・運行系統・航路又は営業区域の編成の変更

＜事業例＞

- ・ バス路線の幹線と支線の分割
- ・ 市街地中心部のバス路線の集約化
- ・ 中心市街地を回遊できるバスの新設 など



第2号 他の種類の旅客運送事業への転換

＜事業例＞

- ・ 旅客鉄道から路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業）へ転換
- ・ 路線バス・コミュニティバスから一般タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業）へ転換
- ・ 旅客船（定期航路事業）から海上タクシー（不定期航路事業）へ転換 など



第3号 自家用有償運送による代替

＜事業例＞

- ・ 路線バスを廃止し、自家用有償旅客運送により代替 など



第4号 第1号～第3号の再編事業と併せて行う運行計画の改善、共通乗車船券の発行、乗降場の改善等の措置

＜事業例＞

- ・ 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善
- ・ 共通乗車船券の発行
- ・ 乗継割引運賃の設定、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカードの導入
- ・ その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置を行う事業（ゾーン運賃の導入やバスの方面別カラーリングなど）

地域公共交通網形成計画策定状況

国土交通省資料

■ 改正地域公共交通活性化再生法の施行(2014年11月)以降、2019年6月末までに、**519**件の地域公共交通網形成計画が策定され、**33**件の地域公共交通再編実施計画が国土交通大臣により認定

北海道 函館市 釧路市 岩見沢市 千歳市 釧路市 美幌市 帯広市 紋別市 江別市 北広島市 旭川市 士別市 石狩市 稚内市 室蘭市 小樽市 名寄市 岩内町 白糠町 白老町 仁木町 安平町 斜里町 音更町 当別町 厚岸町 釧路町 せたな町 月形町 共和町 弟子屈町 青森県 青森市 八戸市 弘前市 三沢市 五所川原市 青森市 むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村 十和田市 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、瀬上町、新郷村、おいらせ町 むつ市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、瀬上町、新郷村、おいらせ町 七戸町	岩手県 岩手県 八幡平市 釜石市 宮古市 滝沢市 花巻市 大船渡市 宮古市、久慈市、野田村、普代村、田子町、岩泉町、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、洋野町、陸前高田市 陸前高田市 一関市 久慈市 岩手町 白糠町 白老町 仁木町 秋田県 秋田市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 大館市 仙北町 にかほ市 北秋田市 湯上町 大館市 横手市 能代市 五城目町 藤里町 美郷町 五城目町、八郎潟町、大湯町、大湯村 宮城県 大崎市 栗原市 石巻市 白石市 気仙沼市 東松島市 山元町 松島町 利府町 南三陸町 女川町	山形県 山形市 酒田市 鶴岡市 長井市、南陽市、川西町、白鷹町 新庄市 小国町 福島県 福島県、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、福島市、郡山市、いわき市、相馬市 福島市 会津若松市 郡山市 南相馬市 山田町 喜多方市 白河町 須賀川市 二本松市 柳川町 石川町 楢葉町 会津美里町 南会津町 西郷村 茨城県 水戸市 日立市 下妻市 常陸太田市 かすみがうら市 神栖市 行方市 牛久市 鉾田市 土浦市 龍ヶ崎町 潮来市 つくば市 鹿嶋市 筑西市 高萩市 ひたちなか市 常陸大宮市 つくばみらい市 守谷市 古河市 石岡市 五霞町 城里町 大子町 東海村	栃木県 真岡市 大田原市 鹿沼市 日光市 上野市 佐野市 那須塩原市 那須塩原市、大田原市、那須町、那珂川町 栃木市 塩谷町 益子町 那須町 茂木町 上三川町 市貝町 群馬県 太田市 前橋市 小山市 熊谷市 春日部市 二本松市 越谷市 入間市 草加市 三郷市 飯能市 深谷市 ときがわ町 小川町 鳩山町 吉見町 寄居町 川島町 東秩父村 千葉県 東金市 鴨川市 君津市 八街市 南房総市 佐倉市 白井市 旭市 松戸市 市原市 柏市 山武市 長南町 多摩市 東京都 東京都、中央区、港区、江東区 多摩市	神奈川県 藤沢市 海老名市 伊勢原市 平塚市 真鶴町 通河原町 山梨県 甲州市 北杜市 上野原市 甲府市 新潟県 柏崎市 越前市 魚沼市 長岡市 阿賀野市 糸魚川市 新発田市 見附市 三条市 燕市、弥彦村 阿賀町 富山県 高岡市 黒部市 富山市 魚津市 小矢部市 高岡市、水見市、砺波市、南砺市(城端町、水見線沿線地域) 石川県 七尾市 津幡町 志賀町	長野県 松本市、山形村 飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、赤木村、天龍村、泰阜村、南木村、豊丘村、大島村 上田市 佐久市 小諸市 駒ヶ根市 長野市 安曇野市 千曲市 箕輪町 信濃町 太田町 立科町 中川村 高山村 大桑村 白馬村 福井県 福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町(えちぜん鉄道沿線地域) 福井市、鯖江市、越前市、越前町(福井鉄道沿線地域) 静岡県 静岡市、越前町、池田町、南越前町 大野市 岐阜県 岐阜市 恵那市、中津川市 羽島市 美濃加茂市 土岐市 各務原市 関市 南知多町 飛騨市 海津市 山県市 大垣市、桑名市、海津市、養老町、神戸町、揖斐川町、池田町(養老線沿線地域) 郡上市 中津川市 下呂市 白川町、東白川村	三重県 津市 四日市市 伊勢市 松阪市 名張市 尾鷲市 鳥羽市 紀北町 和歌山県 橋本市 和歌山市 紀の川市 京都府 木津川市 福知山市 京都府、鞍馬市、南丹市、京丹波町(JR山陰本線沿線地域) 京都府、笠置町、和束町、南山城町(JR関西本線沿線地域) 亀岡市 久御山町 兵庫県 豊岡市 姫路市 神戸市 加古川市 加東市 たつの市 小野市 三木市、小野市、神戸市 洲本市、淡路市、南あわじ市 加西市 西脇市 三田市 三木市 播磨町 滋賀県 彦根市、栗田町、豊郷町、甲良町、多賀町 甲賀市 長浜市 草津市	大阪府 河内長野市 岸和田市 岸和田市 和泉市 寝屋川市 太子町 奈良県 奈良県下全39市町村 宇陀市 五條市 天理市 広陵町 鳥取県 鳥取県、米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町 鳥取県、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町 鳥取県、倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町 島根県 鳥取県、松江市、出雲市(一畑電車沿線地域) 江津市 松江市 大田市 邑南町 鳥取県、江津市、川本町、美郷町、邑南町、広島県、三次市、安芸高田市(三江線沿線地域) 岡山県 井原市 高梁市 瀬戸内市 倉敷市 津山市 赤松市 久米南町 吉備中央町 和気町 笠岡市(岡山県) 福山市(広島県)	広島県 三原市 三次市 広島市 廿日市市 江田町 尾道市 安芸高田市 大竹市 府中市 北広島町 坂町 大崎上島町 安芸太田町 神石高原町 山口県 宇部市 周南市 光市 長門市 美祿町 山陽小野田市 下松市 下関市 防府市 山口市 岩国市 香川県 高松市 小豆島町、土庄町 愛媛県 東温市 西予市 大洲市 新居浜市 松山市 喜多町 鬼北町 高知県 高知市 宿毛市 南国市 土佐清水市 高知東部広域地域公共交通協議会(室戸市、安芸市、南国市、香南市、東洋町、安南町、田野町、安田町、北川町、馬路村、張西村) 高知南東広域公共交通協議会(本山町、大豊町、土佐町、大川村) 田野町 佐川町 津野町 中土佐町 本山村 安田町 徳島県 小松島市 阿波市 つるぎ町 福岡県 福岡市 北九州市 久留米市 中間市 筑紫野市 行橋市 朝倉市 豊前市 飯塚市 糸島市 嘉麻市 柳井市 八女市 みやま市 大牟田市 直方市 岡垣町 久山町 那珂川町 芦屋町 遠賀町 篠井町 鞍手町	佐賀県 佐賀市 佐賀県、唐津市、玄海町 伊万里市 唐津市 小城市 吉野ヶ里町 上峰町 太良町 長崎県 佐世保市 五島市 対馬市 大村市 長崎市 佐賀市 佐賀市、諫早市、豊前市、鳥羽市、南鳥羽市 杵臼市 平戸市 新上五島町 熊本県 熊本市、嘉島町 八代市 水俣市 合志市 人吉市 荒尾市 上天草市 宇城市 山鹿市 大津町 美里町 和木町 芦北町 山都町 水上町 人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町 熊本県、南阿蘇村、高森町	大分県 大分県、中津市、宇佐市、豊後高田市 大分県、竹田市、豊後大野市、臼杵市 大分県、佐伯市、津久見市 大分県、大分市、別府市、由布市 別府市 大分市 杵築市 中津市 臼杵市 豊後大野市 竹田市 宇佐市 日田市 由布市 九重町 玖珠町 宮崎県 宮崎県、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、桂葉村 えびの市 都城町 小林市 日南市 延岡市 門川町 鹿児島県 薩摩川内市 鹿屋市 日置市 姶良市 南さつま市 鹿児島市 奄美市 志布志市 いちき串木野市 和泊町、知名町 沖縄県 那覇市 沖縄市
--	---	--	---	---	--	---	--	--	--	--

再編実施計画について、
 ・既に認定を受けた団体：赤
 ・策定意向のある団体：黄